

## 平成28年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成28年3月7日（月曜日）

---

### ○議事日程

平成28年3月7日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	山 田 耕 治 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	吉 村 弘 之 君	6 番	安 村 政 治 君
7 番	松 村 学 君	8 番	上 田 和 夫 君
9 番	行 重 延 昭 君	10 番	中 林 堅 造 君
11 番	清 水 浩 司 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	和 田 敏 明 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	河 杉 憲 二 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	久 保 潤 爾 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	田 中 敏 靖 君	22 番	平 田 豊 民 君
23 番	今 津 誠 一 君	25 番	安 藤 二 郎 君

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	原 田 知 昭 君	総 務 課 長	河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長	平 生 光 雄 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事	熊 谷 俊 二 君	産 業 振 興 部 理 事	本 田 良 隆 君
土 木 都 市 建 設 部 長	山 根 亮 君	入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君
会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	賀 谷 一 郎 君
消 防 長	三 宅 雅 裕 君	教 育 部 長	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 局 長	清 水 正 博 君		

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。3番、木村議員、4番、橋本議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

これより質問に入ります。最初は、9番、行重議員。

〔9番 行重 延昭君 登壇〕

○9番（行重 延昭君） おはようございます。きょうは、傍聴の方が多いようでございますが、子どもたちに向くような質問にならないわけでございますけれども、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。

初めに、新庁舎建設についてでございますけれども、これにつきましては、今、新庁舎の位置について、新庁舎建設委員会基本構想・基本計画検討委員会が設置されて協議が進

められておりますが、4カ所の候補地から、現在の庁舎地、そして、駅北公有地、旧国鉄官舎跡地ですけれども、2カ所に絞られているようであります。このことは、新庁舎建設委員会等でこれからも慎重に協議されて決まることでありましようけれども、現在の段階で申し上げることは若干差し出がましいような気もいたしますけれども、多数の市民の意見として以下、申し上げますので、位置決定の重要な参考意見として受けとめていただきますようお願いを申し上げます。

庁舎建設の位置については、昨年3月議会で同じ会派、松村議員の質問と相重なるところが若干ありますが、私からも防府駅周辺の整備事業について、当時の議会、執行部の大変な御苦勞と、県との連携されての努力によってなし遂げられました事業完成の経緯から、駅北側市街地の活性化を考えまして、新市庁舎の位置についての以下、思いを重ねて申し上げます。

平成6年、開通しました防府駅付近連続立体交差事業に続いて、防府駅南土地区画整理事業、続いて、防府駅北土地区画整理事業、街並み・まちづくり総合支援事業、防府市地域交流センター、駅てんじんぐち市街地再開発事業等々が平成18年度に完成され、防府駅隣接市街地はしっかりと整備をされてきたというふうに思っております。特に、鉄道高架事業の完成は、このことにより南北に分離されていたまち並みが一体化され、商業はもちろん、政治経済の上でも意思の疎通が図られ、南北平面的に交流できるようになったことであります。

聞きますれば、この事業は14カ所の踏切の撤去、また、藤本町の踏切はあかすの踏切として有名でありまして、私もいらしたことを思い出します。この事業により、当時の資料から、「進むまちづくり」、「市民みんなの駅」、「古いまち、新しいまち、一つになったまち」などなどのタイトルでこの事業の評価がされております。

このように駅周辺の整備事業が進められてきたわけでありましたが、その当時、中心市街地整備計画の中、駅北県道から2号線までと、それから、天神通りをあわせて八王子あたりまでと思いますけれども、76ヘクタールにも及ぶ壮大な中心市街地の活性化区域の構想があったというふうなことを、今回の質問に当たりまして知ったところであります。

その後の状況は、皆さんの御承知のとおりでありまして、駅通り中心線から北側の整備は手つかずで閑散として、夜は暗闇と化し、防府駅の南口をみなとぐちと、北口をてんじんぐちと呼ばれ、天神様の門前町としての歴史のあるまちの玄関口としては、昼間は、まあ、さておいてでも、夜の来訪者の方をお迎えするには、天神様もさぞかし寂しい思いをされていることじゃないかと思っておるところであります。天神様の御利益をいただくにもしっかりとした駅北の活性化、にぎわいが必要であろうかと思っております。

そこで、本題であります、市長さんがいつも言うておられますように、県央にキラリと光るまちづくりとして中心市街地の活性化、にぎわいを図ることは喫緊の課題であり、早急にまち並みの整備が望まれておるところであります。中心市街地の活性化がその市、まち全体の発展を大きく動かす要因となることは明らかであります。このたびの新庁舎の建設は、市の核ともなるものであり、新庁舎の位置によって、まちを発展させる大きな起爆剤として最も重要視すべきであります。まさに、百年の大計である庁舎建設であります。慎重の上にも慎重に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

そこで、最初に申し上げました、先人の人たちがなし遂げた防府駅周辺のまち並み整備の延長線として、駅北公有地跡地に新庁舎の建設をすることが大変望ましいと考えます。重なりますが、新庁舎建設によって駅北周辺のまちづくりの起爆剤となること、間違いないと思っておりますが、御所見をお尋ねいたします。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

庁舎建設につきましては、今後迎える市制施行100周年、さらには、その先をも見据えた最重要プロジェクトの一つとして認識しているところでございます。私は市長に就任すると同時に行財政改革を断行し、大きな成果を上げてきたところであります。このことにつきましては、財政の健全性を保ちながら市民生活に直結したソフト、ハード両面での重要施策を推し進めてまいったところでございます。今後もさまざまな行政需要が生じてくることが予想される中、この行財政改革を聖域なき行財政改革として推し進めていくことが極めて大切なことであると、都度申し上げておりますように、痛感いたしているところであります。

新庁舎の建設につきましても、私は早くからその必要性を認識し、行財政改革の着手と同時に庁舎建設基金を設置し、来るべき庁舎建設に向けて財政上、可能な限り、毎年、基金の積み立てを行ってまいりました。この3月定例会におきましても、当初予算の1億円に加えまして、さらに4億円を積み増す補正予算を上程し、認めていただいたことから、今年度末の庁舎建設基金残高は30億円を超えることになりました。

現庁舎につきましては、平成23年度、平成24年度に実施いたしました第2次耐震診断におきまして、1号館から5号館まで地震の震動及び衝撃により倒壊し、または崩壊する可能性が指摘される結果となりまして、特に1号館につきましては、耐震補強が困難との判定も受けております。このことから、庁舎建設は喫緊の課題であると判断し、平成

25年度には職員で編成したプロジェクトチームによる検討結果を報告書としてまとめ、平成26年度には、防府市庁舎建設懇話会を設置しまして、さまざまな立場から幅広い御意見を伺うなどの段階を踏んでまいったところでございます。昨年8月には、「防府市庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会」を立ち上げ、今まで御議論をいただいているところでございます。平成28年度中には基本構想・基本計画を策定することとしております。

議員からの新庁舎を駅北公有地に建設してはどうかとの御提案でございましたが、新庁舎の建設場所を判断するに当たりましては、かねてから申し上げておりますように、人口減少の克服や地域創生、そして、次世代の財政負担なども含めた総合的な視点からの判断が必要であろうと考えているところであります。

いずれにいたしましても、新庁舎の建設場所は、防府市百年の大計として、判断を見誤ることのないよう、現在協議いただいております基本構想・基本計画検討委員会や市議会庁舎建設調査特別委員会からの御意見も踏まえて、慎重に選定を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力のほど、お願い申し上げます。

以上、答弁させていただきました。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） ありがとうございます。慎重に、今からまだ委員会の答申を待って決定していくということでもありますけれども、私の思いからいたしまして若干質問を、まだ若干、先の話になるかもしれませんが、再質問をさせていただきたいと思っております。

私が申し上げましたように、例えばになるかもしれませんが、駅北公有地、国鉄官舎跡地のエリアにするとすれば、現在、市の保有地の面積はどのぐらい、あの場所にあるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） お答えをいたします。

駅北公有地エリアにおきます市有地の面積でございますが、JR防府駅北側の旧商工会館からその北側一帯、これにつきましては、かなり昔に耕地整理によりまして市道に区切られておりますが、4カ所の市の保有する土地がございます。その合計は約7,200平方メートルでございます。また、JR防府駅のてんじんぐち西側、鉄道高架沿いに、現在、多目的広場——これ噴水が出る広場でございますが、こちらのほうを、広場として利用されております市有地の面積が3,000平米ということになっておりまして、都合1万200平米の公有地が存在しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） ありがとうございます。私の申し上げるように、駅北公有地エリアあたりに新庁舎を建設するということになりますと、今、お聞きしました市の保有している土地やら形状なり場所を考えると、若干面積的にも不足するんじゃないかというふうに考えます。せんだって行われました新庁舎に関してであったと思いますけれども、市庁舎に来庁する、来られる方のアンケートによっても、市役所に来られる手段は自家用車という方が圧倒的に多いわけでありまして、新庁舎につきましても、これに対応すべき駐車場等を考えるとき、それなりの面積確保が必要と思うところであります。

ある程度の民有地を取り込んだりして敷地の確保をする必要が、しっかりとする必要があろうと思いますし、かなりの広範囲での基盤整備が必要であることから、土地区画整理事業などの整備手法を導入することが有効であると考えますが、これについてお考えをお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） お答えをいたします。

現在、庁舎建設基本構想・基本計画検討委員会におきまして候補地の選定の協議を続けております。本年5月には建設候補地を決める予定でございます。この候補地が決まりましたら、基本構想・基本計画策定の作業とあわせまして、候補地での区画整理事業など整備手法につきまして検討していくこととしております。今の時点では、この先、こういった整備手法が有効なのかどうか、こういったことについても協議、検討してまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） ありがとうございます。今、総務部長がおっしゃいましたように、区画整理事業への取り組みともなりますと、先日の吉村議員発言とも関連しますけれども、国の補助事業にも乗れることでありましようし、事業申請とか種々の手続が必要となりますことから、この事業への取り組みにつきましても、並行して考えていただいて、できるだけ早い位置決定をされ、コンパクトなまちづくりに向けて協議を進めていただきたいというふうに要望するものであります。

この項の終わりになりますが、最後に、防府市の百年の大計を見据えての新庁舎の建設であります。検討委員会、執行部におかれましては、十二分な検討がなされているとは思いますが、じっくりと腰を据えての協議がされていくことを重ねてお願いして、新庁舎に

関しての質問を終わらせていただきます。

次の項目に入らせていただきます。農業振興についてでございますけれども、2項目にわたって質問をさせていただきます。

現在の農業が置かれている現状は、少子高齢化による農業従事者の減少から遊休農地の増大、荒廃地の増加など、農村の現状はまことに厳しい環境に置かれております。加えて、昨年のTPP協定の大筋合意に始まって、日本の農業の将来に大変不安を感じている状況は、皆さん、既に御承知のとおりであります。特に、我が国古来の土地利用型の水田による米麦中心の農業にとっては、極めて大変な状態であります。

我が市においても、一部野菜、花卉など、施設による営農が見られますものの、大半は市内の農地が水田として営農されているのが現状であります。国においては、食料・農業・農村基本計画や、昨年、改定された農林水産業・地域活力創造プランに基づき、農林水産業の成長産業化を促進するための産業施策と、農業、農村における多面的機能の維持、発揮を促進するため、地域政策を車の両輪として進めていくことにより、強い農業と美しく魅力のある農村の実現に向けてということを、方針を打ち出しております。

防府市においても、これらの施策により農業の振興は進められているとは思いますが、今回は、生産基盤整備事業——いわゆるほ場整備でございますけれども、推進と、多面的機能支払交付金事業について質問をいたします。

まず、基盤整備事業につきまして、この事業は、狭隘な農地、自然等による耕作条件の改良と区画の広大化を図り、大型農機具の導入を可能にし、農作業の軽減化、水田の活用、汎用化等を目指しているものであります。土地基盤整備事業と並行して農地集積を行い、大型農家の育成、集落営農、経営形態の法人化、組織経営をあわせ進めていく事業でもあります。

いわゆる経営体育成の事業であるわけで、国も個別農家への助成を、組織経営へ向けての補助、支援を、集落営農等の法人へと、組織経営へとシフトする体制を今、固めているようであります。

最近では農業法人を、その地域を挙げての、先進地では一般社団法人とする動きも報じられていますが、これは他産業を巻き込んでの6次化を見据えてのやり方であり、農村集落の活性化をもくろんだものであろうかと思われまます。

これらの事業を進めていくには、地域集落の話し合いによる事業参加への、農家の皆さんの——関係地権者ですけれども、合意形成が一番の難関であります。この意見集約ができ上がれば、この事業は半分仕上がったようなものであります。この事業は、地元関係者の合意形成をもとに集約された意見に基づいて、市が県、国へ事業申請をすることとなっ

ております。

質問いたしますが、市におかれましては、これの推進、合意形成に至るまでの、地元推進協議会等ができ上がると思えますけれども、とのかかわりについて、どのような体制で行われているのかをお尋ねいたします。

まず、よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、お答えします。

まず、生産基盤整備事業への取り組みについてでございますが、いわゆるほ場整備事業です。ほ場整備事業につきましては、地元主導で検討を進める事業です。議員おっしゃられたように、事業を着手するに当たっては、事業参加者全員の合意が得られるまで何度も話し合いを行うなど、粘り強い作業が必要になります。

現在、市内で事業を実施されています大道の下津令地区、これは23年から平成32年までの事業期間です。それから、上田・真鍋地区、この事業期間は、27年から30年までですが、この2つの地区では、事業の推進母体であります関係土地改良区が中心となり、地域全体での合意形成を図っておられます。また、小野地区や上右田地区においても事業化に向けた準備を進めておられます。

事業を着手するまでの準備段階で支援は検討できないかというお尋ねですが、農地の貸し借りをマッチングして農地集積を推進する農地中間管理事業の開始に伴いまして、平成26年に公益財団法人やまぐち農林振興公社内に農地中間管理機構が設置されました。この機構は、地域の話し合い活動や担い手への農地集積を支援しています。

ほ場整備の実施に際しても、当該機構は、農地集積につながる地元の合意形成に係る業務を事業箇所土地改良区に委託することができます。したがって、事業の推進母体である関係土地改良区が、事業の準備段階において、事業の範囲、担い手への農地集積、将来の作付内容などの合意形成に関する業務を農地中間管理機構から受託すれば、その経費が関係土地改良区に支払われることになります。

市といたしましては、今後、ほ場整備事業を計画される地区に対して、事業着手準備段階において農地中間管理機構の制度を活用されますよう、土地改良区をはじめ、関係団体へ積極的に周知をする形で支援をしてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） わかりました。中間管理事業の農地集積事業をしっかりと活用したらどうかというような部長さんの話であったと思えますけれども、今までの市のかか

わり方を見ますと、事業認可を受けるために、おおむね90%ぐらい合意形成ができたころに担当者の方と、また、あわせて事業を進める、推進方向等についての話し合いのときに市の担当者も十分来て、お知恵をかしていただいておりますけれども、やはり任意でありますけれども、推進協議会が立ち上げられた時点で、市としてもしっかりと地権者への合意形成に向けて御支援をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

この事業の取り組みの一番の難関であります合意形成、これに対しては、その、いわゆる地域の先駆者、推進者の熱意と地権者の協力者との成果いかにかかわっているのがあります。先ほど部長も申されましたけれども、農地中間管理機構の集積事業を活用することをもってありますけれども、推進協議会の運営が大変な御苦労があることから、推進協議会、合意形成に至るまでの協議会に、お隣の山口市の例でございますけれども、農業農村整備事業費補助金交付要綱を設けておられまして、推進母体に対して、推進協議会と思っておりますけれども、補助金を交付して、しっかりと事業取り組みについて支援を行っておられます。

防府市においても、このような中間管理機構の補助金はもとよりでありますけれども、単市としての補助金要綱を制定し、支援いただけないか、この点についていかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） お答えします。

議員御指摘のように、県内では山口市と美祢市がそういった制度をお持ちです。ただ、先ほど私のほうも言いました、中間管理機構の制度を使った、いわゆる支援、補助金がありますと、今の2つは、ダブルはできないんです。だから、あくまでも、防府市とすれば、中間管理機構を使った制度を御活用いただいたほうがいいと思います。山口市さん、美祢市さんは、この中間管理機構の制度を使わずに、市独自の制度を使われているようでございますけど、防府市とすれば、中間管理機構を使った制度を御活用いただきたいと思いません。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） ありがとうございます。中間管理機構へも、市としては、たしか出資だったですか、市の中間管理機構とのかかわりに対する資金がたしかあったとは思いますが、中間管理機構が最近になって土地の集積なり、また、等について非常に熱心に取り組んでおられますけれども、出し手はあっても借り手がないと、農地を利用し

手がないというのが自治体の現状でございまして、そういう面からもこのほ場整備事業は非常に今、重要視され、この事業なくしては今からの水田の維持は到底もうできないというのが実態であろうかというふうに思っております。

山口市、長門市さんの例もひとつ参考にいただきまして、この事業の地域の推進協議会等が立ち上がった時点で、しっかりと市のほうの人的な支援等もよろしくお願い申し上げまして、この項を終わりたいと思います。

続いて、質問させていただきます。多面的機能支払交付金事業でございしますが、これについて質問いたします。

この事業は、まさしく日本農業の原点を再認識して、農業、農村の振興を図ろうとする国の施策であり、農地、水による環境保全を主に施策が、対策がなされる事業であります。一昨年、この事業が法制化され、数ある補助事業の中で、地元農家の負担が要らない事業として全国でこの事業が活用され、地域資源の実質的向上を図る共同活動、農村整備の施設の長寿命化の活動、農地、水による環境保全活動が進められているところであります。農業、農村は、国土保全、水源涵養、景観形成の機能を有しており、農業者による組織立ち上げをもってこれらを後押ししようとしての事業であります。

お尋ねいたしますが、本事業の取り組みにつきましては、組織を形成することが第一条件とされておりますが、現在、市内において交付金事業に対する組織がどのくらい活動されておるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、現在の交付金事業の取り組み状況と実績ということでお答えさせていただきます。

まず、制度のことですけど、多面的機能支払交付金事業といいますのは、農林水産省のホームページには、農業の二次的機能である洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成など、農業、農村が果たしているさまざまな働きを維持、発揮するため、地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する制度でありまして、農振農用地を対象として、農業者と地域住民等から構成される活動組織が行う共同活動に対して、交付金が交付されることなどが紹介をされてます。

また、その交付金には、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金という2種類の交付金があります。農地維持支払交付金とは、水路の泥上げ、農道の砂利補充、ため池及び農地法面の草刈り等、多面的機能を支える共同活動が対象となります。

一方、資源向上支払交付金は、農地、水路、農道等、共同設備の軽微な補修を主に行う共同活動と、水路等の供用設備の補修や更新等を行い、設備の長寿命化を図る活動の2つ

が対象となります。資源向上支払交付金のうち軽微な補修を主に行う共同活動については、農地維持支払交付金の対象活動とあわせて取り組むことが交付の条件とされています。

さて、次に、市内の取り組み状況についてのお尋ねですが、現在、だいでん保全会、さのぜき保全会、植松・西浦保全会、上右田環境保全会、小野環境保全会の5つの組織が活動に取り組んでおられます。

また、取り組み活動の実施面積につきましては、先ほど申し上げました農地維持支払交付金の対象活動と資源向上支払交付金の共同活動をあわせて取り組まれた場合の面積は、農振農用地1,818ヘクタールのうち794ヘクタールで、農振農用地全体の約43%に当たります。

今後の予定としては、平成28年度中に小野環境保全会が中山地区において取り組みされるとともに、新たに、富海地区においても組織の準備中であります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） ありがとうございます。これ、例外を除いては農業振興地域における対象地区とされておるわけですが、カバー率が43%ということで、私の思ったよりこの事業は進められておるといふうに実は感じ取ったところでございます。市としても、この事業にしっかりと、今後も啓蒙活動にひとつ努めていただけたらというふうに思っております。

それともう一点、質問ですけれども、一昨年、この事業が法制化されたことによりまして、国、県から市としての組織対応に対する権限移譲がされたというふう聞いておりますけれども、その内容を簡単にお聞きしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） この事業、最初の平成19年度には、「農地・水・環境保全向上対策」という名称で創設されましたけど、その後、平成23年度には、「農地・水保全管理支払交付金」という名称、さらに、平成26年度には、「多面的機能支払交付金」という名称に変更されまして、平成27年度からは議員おっしゃられたように、法律に基づいた制度になりました。

そういったことで、市といたしましても、この制度の推進母体である山口県と土地改良事業団体連合会、農協等で組織される山口県日本型直接支払推進協議会、この組織と市のほうは連携して、いろんな事業の推進に当たっては、協議会と市の担当者が同行するような形で、関係者の皆様へ説明をしたり広報活動をしているという状況です。特別、権限移譲というよりは、法ができたことによって、この協議会と市のほうで連携して、周知等、

その辺のことをやっていこうという状況です。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） ありがとうございます。市もしっかりとこの事業に対応せよというようなことじゃないかというふうに考えております。この事業の内容に、先ほどもちょっと触れましたけれども、向上活動として水路、道路の補修、長寿命化が、これも負担金なしで実施できるわけですが、本市においては、単市土地改良事業で農振地域、これは調整区域も含めてですけど、取り組まれておりますけれども、支払交付金事業を積極的に進めることによって、地元負担金のない改良事業が行われるというふうに思っておりますので、重ねて啓蒙活動、推進にひとつ力を入れていただくことをお願いしておきたいと思います。

以上で、この項を終わります。

次に、最後になりますけれども、青果市場でございますけれども、正式な名前は、防府市公設青果物地方卸売市場という名称になっておるわけでございますけれども、これの、最近の防府市の青果市場の取引内容について、この10年間程度でよろしゅうございますが、取引内容がわかりますればお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 防府市公設青果物地方卸売市場についてのお尋ねですが、青果市場は、生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図ることにより市民生活を安定させることを目的に、それまで市内3カ所にあった市場を統廃合し、平成元年5月、現在の場所に公設市場として開場いたしました。

取扱高の推移につきましてですけど、平成3年の34億3,200万円、これをピークに減少傾向となりまして、平成26年には16億9,200万円まで減少しております。とりあえず、以上でよろしいでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） 大変な、今、取扱量の減少という形で、青果市場の運営も大変であろうかということをお尋ねしておいたわけでございますけれども、正式名称にありますように、公設の市場ということであり、市民の台所につながる問題でもあり、市場の活性化に向けて市場の施設、広大な施設の利用等が、今後何らかの対応策は考えられないかお尋ねをしたいと思います。特に、敷地の広大なことに関して、何か敷地の再利用じゃなしに、空き地を活用できないかというふうに考えておりますけれども、即答は無理とは思いますが、何かの形で利用できれば、市として考えるような余地はないか、ちょっと

お尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） ちょっとさっきの続きなんですが、ちょっと市場の今の現状とといいますか、その辺もお答えさせてください。

今、取扱高は減少しているということですが、その主な原因は、市内の各所にJAが9カ所、それから、その他の事業所が1カ所、この3月の終わりに開設予定の1カ所など、多くの農産物の直売所が設置をされたこと、それから、大型量販店の生産者からの直接買い付け、こういった公設市場を介入しない流通量が増えたこと、それに加えて、買受人、いわゆるまちの八百屋さんが経営難とか、後継者不足などで廃業されたことが考えられます。

そうした中で、特に、買受人の減少が著しく、公設市場開設当初の233人に比べ、平成27年12月末では86人まで減少しています。開設時の4割以下となっております。その上、その86人の買受人のうち、常時競り売りに参加をされる買受人は30人弱という状況です。時期や品目によっては競り売りが成立しないというケースも見受けられまして、今後、市場本来の機能である価格形成機能が成立をしなくなるのではないかというふうに、非常に危惧をしているところであります。

しかし、現在、当市場での野菜の取り扱い数量のうち、およそ20%が地場野菜であること、それから、地元の買受人を通して小・中学校や病院などの給食へ安定的に供給を行っていること、さらに、生産者である中小零細農家や小売業者である八百屋さんの生活を支えているということもありまして、公設市場としての役割を果たしているのも事実でございます。

また、開設当初から市場機能の一つであります集荷、分荷の役割を担っておられるのは卸売会社である防府青果株式会社ですが、その経営も年々厳しい状況になっております。そこで、平成27年度から市と協議の上、5カ年の経営改善計画を策定され、現在、市も協力してその計画達成に向け努力をされている最中でもあります。

最後に、市場の今後の運営についてのお尋ねと思いますが、さきに申し上げましたように、青果市場は公設市場としての一定の役割を果たしております。また、現在、防府青果と市が一緒になって、今後5カ年かけて経営改善を実施をしているところでありますので、今後の公設市場のあり方については、その進捗状況も勘案しながら、施設の改修とか、その辺のことも含めて総合的な判断をしてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） 確かに、今、市内にはあちこちに朝市とか百円市とかの直売所が非常に増えてきておりまして、市民の方の利用もそのほうに相当目が向いておるといのが事実であろうかというふうに思います。

いずれにいたしましても、低迷しておる市場の中には、聞きますれば、出荷組合、流通協議会、買い受け組合、青果物流通体制協議会等の組織であるようであります。こういうふうな組織の活動内容は把握をしておりますけれども、しっかり市としても、今後かわった上で、市場の活性化に向けての支援をお願いを申し上げておきたいとしたいと思います。

一つ、要望であります、市場の総事業が、今、部長さんからありましたように、年々低迷する中でありますけれども、市場内の照明機能が大変悪く、関係者の皆さんも、市場の低迷に加えて、より気持ちも暗い感じを受けておられるようでございまして、活気にも影響しているということでもあります。照明器具の取り替え、改良の必要があると思っておりますが、このことについて若干の改善はできませんでしょうか。お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 私どもも全くそういう思いでありますので、財政当局に要望いたしました、2年続けて予算がつきませんでしたので、来年はぜひ頑張らせてつけたいと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） 担当部としては要望しておられるということではありますが、引き続き、ひとつしっかりと要望を続けて、市場に明るさをひとつ取り戻して、そういう面からも明るさを取り戻していただければ大変関係者も喜ばれるんじゃないかというふうに思います。

ところで、最後に、市長さんにお尋ねいたしますが、市長さんは、今年の正月の魚市場の初競りの御挨拶の中で、青果市場を魚市場へ移転するというような発言があったと聞いておりまして、関係者なり地元の付近の農家の方も、何でも市場がはあ、なくなるらしいというようなうわさに至っておるようでございまして、この発言に対して、市長さんのお考えが、もし、お聞かせいただければお願い申し上げたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） お話しすれば長くなるんですが、お許しいただいて、私、昭和55年から59年、市議員を1期させていただきました。今、話題になっております公設青果市場の統合問題にも、経済委員会の一員として協議会のメンバーに入っておりまして、先進地視察ということで長崎のほうにも行かせていただいた記憶がございます。した

がしまして、その当初から私の思いは、商売人ですから、根が。何で魚はあっちで、野菜がこっちなんだと。もっと、一緒だったらば、より充実した流通形態がそこでつくれるんじゃないか、こんなふうな思いを私、持って、素朴な質問を投げかけたことがございます。当時38歳か39歳でございました。そしたらば、野菜や果物は潮には弱いんだと、潮は苦手なんだと、おまえ、ばかなこと言うんじゃないと、こんなこと言われた記憶があるんですが、今、ずっと眺めておりますと、流通形態はもう完全に変わりました。変わったことがいいのかどうかはまた別な議論を待ちたいと思いますけども、現時点で売り上げがもう半分以下になっている。

ちなみに申し上げますと、ことし初めて青果市場の初競りがなかったんです。私は毎年、魚には朝5時とか、野菜が6時半とかというような時間帯ですが、お正月明けの初競り、それに毎年行ってるんでよくわかってるんですが、ことしは何でないんだと言ったら、いや、ことし、ないんですということで、ということは、事ほどさように仲買の人たちからも離れていっているのが現状かなと。村上さん率いる防府青果さんが一生懸命努力しておられるのはよくわかってるんですけども、それが現実でございます。

そうした中で、一方、潮彩市場はああいう形で脚光を浴びておる。魚のほうも、今、活性化をしていかないと、このまま潮彩市場だけに任せて、魚市場というものが衰退してってしまうのを任せ、その流れにそのまま行ってしまうのは問題があると。ならば、両方が力を合わせて活性化の道を模索していく必要があるのではないかと。そういうような思いの中で私は申し上げたことでございます。

今現、我々の内部で魚市場へ青果市場を移設しようとか、していこうとかというような機運がしからばあるかと言えばございません。また、そのような心準備もないと思います。面積的な問題は大丈夫とか、ほかの潮彩市場へのさまざまな御要望に応じていくほうが先ではないとか、いろいろなことが出ているというふうに考えております。したがしまして、今の御質問に対しては、私の個人的な先を、先といっても5年、10年ぐらいの短い先ですけども、5年、10年ぐらいの短い先を思いあぐんでの表現であったと、このように考えていただければと思いますし、青果市場の活性化に向けての私の発言が一つの起爆になれば、なおありがたいなと、このようにさえ思っているところであります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 行重議員。

○9番（行重 延昭君） ありがとうございます。なお、活性化に向けてという市長さんの思いでありますので、大変低迷しておりますけれども、やはり市民は地場物だけでなく、県内産、県外産の農産物もやはり必要としておるような面も多々あるわけでござい

ますので、公設市場としての役目がしっかり務まるように、今後とも市の対応をよろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、行重議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、三原議員。

〔18番 三原 昭治君 登壇〕

○18番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原です。通告に従いまして、消防団活動と支援策等について質問いたします。

きょうは、小野小学校の高学年の児童の皆さんが傍聴に来られているということで、消防団ということで身近な活動の団体であるということで、ちょうどよかったなと思っておりましたが、1時間ということで退席されましたので残念であります。質問の中でひょっとすると将来消防士や消防団員として活躍されるという志も立てられるのではないかなと思いましたが、また違う形で聞いていただきたいと思えます。

質問を前に、間もなく3月11日、大惨事となりました東日本大震災から5年を迎えます。この大震災で1万5,894人の方の尊い命が奪われ、いまだ2,562人の方が行方不明となっております。ここに亡くなられました方々の御冥福と行方不明の方々が一刻も早く発見されますことを心よりお祈り申し上げたいと思えます。

それでは、質問に入ります。御承知のとおり、消防団は消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、生業の仕事を持つ傍ら日夜訓練を行い、活動を通し我々市民の生命と財産を守るという重要な役割を担っておられます。近年では、火災のみならず災害などその活動は多岐にわたっています。

防府市においても平成21年7月21日に発生しました豪雨災害では、何日間にもわたる災害現場での復旧活動や行方不明者の捜索など、不眠不休の献身的な活動は7年たった現在においても、はっきりその姿が目に残っており、感謝しているところであります。

さて、その後も全国各地で局地的に大雨を降らすゲリラ豪雨などの気象災害をはじめ、さらに南海トラフ大震災の発生が危惧されていることなどを考えますと、消防団組織の充実には地域の消防防災体制のかなめとして必要不可欠と言えます。

さて、そこで消防団の活動内容と役割に対する市の認識、また消防団への支援策についてどのようにされているのか、さらに「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」では、「国及び地方公共団体は地域防災力の充実強化を図る責務を有する」とあ

りますが、消防団組織の確立、充実と支援策の取り組みについてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員の質問に対する答弁を求めます。消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 御質問にお答えいたします。

消防団の活動とその役割につきましては、平成25年の12月に、先ほど議員の御案内のとおり、公布されました「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」におきまして、消防団は「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定され、火災のみにあらず地域における防災活動の担い手として住民の生命、身体及び財産を、今後発生が危惧される豪雨災害や大規模地震等から守るという重要な役割を果たしていかなくてはならないものと認識しております。そのためには、消防団の充実、強化が必要であり、その中でも今後の課題と取り組みとして、1番目に消防団員の安全装備品の確保、更新に取り組みたいと考えております。

東日本大震災の教訓として、団員自身の安全を確保することが最重要であることから、平成26年には地震・津波災害時における消防団活動・安全管理マニュアルを作成しておりますが、今年度は消防団消防デジタル携帯無線機を12月に各分団に配備し、情報の共有化や命令伝達システムの確立を図りました。来年度は全団員へ、より安全な素材を使用した活動服を貸与することを計画しております。また、予算内においてガラス片や鋭利なものから手を守る手袋や釘の踏み抜き等から足を防護する編み上げ靴を順次導入していくことも計画しております。

2番目に、消防団員が受け持ち区域の自主防災組織等の指導的な役割を担うことから、自主防災組織リーダーの育成、地域防災を担う人材の育成、みずからの地域が置かれている災害リスクの現状や、住民がみずからを守ること、自助などを訴え、防災に関する理解を促進していくことが課題であり、これに取り組むことも重要であると考えております。

そのためには、まず団員個々の教育訓練が重要であり、現在、防災士の資格取得や消防学校の指揮幹部教育課程への入校、各種訓練への参加など、必要な知識・技術の習得、さらに指導力の養成等を行っておりますが、それらの技術を生かして、役割を十分に果たせるように、今後も継続的に教育訓練等の充実を図っていきたいと考えております。

3番目として、消防団を中核として地域に根差した防災力を深めていくことが重要であると考えております。この課題への取り組みは、2番目の課題とリンクする部分もありますが、地域住民が参加しやすい環境をつくること、若い人材の確保が重要であると考えております。

そのためには、若い世代である小・中学生や高校生に対しても消防団活動に対する理解

の促進や教育関係者の協力も得た取り組みが必要であり、学校行事、地区行事へ消防団が参加した防災学習に取り組み、防災力の向上を図るとともに消防団員の確保にもつながるPR活動にも取り組んでいきたいと考えております。

また、大規模災害対応では多くのマンパワーが必要となることや、消防団員の長期の減少傾向を踏まえて、住民が参加しやすい環境として、特定の活動や、特定の役割を担う分団を組織する機能別分団制度の導入についても検討していきたいと考えております。

以上、3点についてお答えいたしました。消防団の充実・強化のために取り組む事項は多くあり、順次鋭意取り組んでまいりたいと考えております。また、各地域の防災活動のかなめとして、規律ある組織集団となるよう今後も団員一人ひとりの資質の向上に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。安全を確保するための装備品等やいろんな活動について全面的に協力していくということでございました。多分、きょう聞かれている消防団の方も大変喜んでいらっしゃるのだと思います。そこで、何点か質問させていただきます。

先ほどからいろいろ装備等が出ましたけど、具体的に消防団の日常の訓練と申しますか、そういう訓練の内容はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） ただいまの御質問にお答えいたします。現在、市内各13分団におきましては、毎月1回実施している月例点検にあわせて、ホースの延長訓練や放水訓練、厳正な規律を身につけるための礼式訓練等を行っております。また、消防操法訓練といいまして消防ポンプの取り扱い、ホースの延長、放水要領等、消火活動を行うために必要な基本的な技術を身につけるための訓練も行っており、毎年9月ごろに開催される山口県大会、これは山口県消防学校で開催されますが、こちらのほうに本市から2分団ほど出場しております。この大会に出場する消防団、分団につきましては野島分団を除く市内12分団が、6年に1回、必ず出場するように計画し、出場分団は8月の盆明けごろから約1カ月間、この訓練を開始いたします。

なお、この消防操法訓練につきましては、平成25年度から県大会にあわせて、市内大会も実施しており、その大会に向けた訓練を各分団が実施しております。ほかにも、隔年ではございますが、出水期前の5月ごろには水防訓練、同じくこれも隔年なんです。2月ごろにはハイキング等で山に入られる方が多くなることから、林野火災の防ぎょ訓練、

これも実施しております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） いろいろ礼式、操法訓練等々、日夜大変頑張って訓練に励んでいらっしゃるのだと思います。そこで、先ほど消防長のほうからありました。毎月1回の定例訓練、月例訓練ということで、この月例訓練の参加と申しますか、人数等、その状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 月例点検に関する御質問にお答えいたします。

各分団におきましては、有事に備えまして即応できる状態を維持するため、毎月1回、器庫に集まりまして、車両点検や受け持ち区域の地理状況、また池、川、消火栓等の水利状況を確認して回っております。そのため約、車両に乗れる人間が5人ということで、5人分の費用弁償を確保しております。なお、このほかにも訓練として費用弁償を出すようにしておりますが、年間を通しましていろんな訓練ができるような予算は確保しております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 車両点検等、地域の周辺のいろいろ点検ということですが、月例点検の中にはやはり操法訓練等もされているところもあるというように聞いております。先ほど消防長からありましたように、5人ということで、限定されており、なかなかまとまった訓練ができないという声が上がっております。

消防団、団とは1つの集合体であり、つまり団体組織ということで火災や災害現場において、その連携や団体力は大変重要だと私は考えております。それを養い備えるために訓練は不可欠ですが、定員5人と限定されるというのは、どうも、その団体の活動から見てあまり思わしくないのではないかと。そして、団の声もやはりみんなでいろいろ訓練をやってみたいという声が上がっておりますが、その体制は変えることはできないのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 御質問にお答えいたします。

先ほど言いましたように、まず器庫に集まる5人というのが、車、器庫には必ず消防車がございますので、消防車両の点検と機関講習、要するにポンプの取り扱いということで、それを年12カ月、班ごとにつくっていただきまして、上手に皆さんのほうで訓練をして

いただくと。

それから、実際の火災の場合も器庫から出動する際には、消防車には最低でも5名、多くて6名ぐらいが乗車ということですので、残られた方はどうしても直接自分の車なり、原付バイク等で火災現場に行くことになるということがございますので、やはり器庫における訓練におきましては、やはり最低人員の五、六名が適切かと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 確かに、器庫における訓練ということで、月例はもう器庫だけという認識なのではないでしょうか。それとも、消防団の方々と言われるのは機庫の点検等も十分行うし、そういう他の訓練も我々を行っているが、どうしても5人という限定の中で、これはまた妙な話なんですけど、譲り合って、私はいいい、私はいいいということで、何か譲り合って参加しているという話も聞きました。

というのは、余りこういう話はあれですけど、費用弁償の関係で、基本的にはボランティアで我々はやっているから、費用弁償云々は余り言いたくないけど、だけどやはり5人ということに限定されれば、どうしてもここで変な譲り合いの精神が発生してくると。できたら、皆まとまってやっていきたいと。いろいろ訓練したいと。だから、ちょっと工夫というものはできないものではないでしょうか。5名は、たしか5名としてよろしいんですけど、そこでまだほかの団員の方も参加できるような工夫というのは考えられないでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えいたします。

先ほどの質問の最後で言いましたように、月例点検の費用弁償のほかにも各種訓練ができる予算は一応確保しております。ですから、例えば訓練場所として消防署の本署、それから南出張所、東出張所、こちらに行けば署のほうもおりますし、常備のほうの人間と合わせて一緒にちょっとした建物火災の訓練だとかいうこともできます。その際には、月例点検の人間プラスアルファで参加された方の費用弁償も支出はできると思っておりますので、そういった訓練は対応ができると思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 今言われた内容については、やはり消防団のほうに助言なり意見として、十分させていただきたいと思っております。やはり決まりがそういうふうになっているからというので、やっぱり決まりを守るというのも消防団の本分だと思っておりますので、

その辺きちんと守られますので、そういう意味で今消防長が言われたいろんな形でできるんだよということも、やはりしっかり伝えていただきたいと思います。そこで今、消防本部、また出張所等利用しての訓練ができるということでありましたが、今市内12分団ございますけど、その分団、全部の分団で、全部が用意ドンというわけにはいきませんが、それぞれの地域で訓練場所等は確保できているのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えいたします。

正確に言いますと、それぞれの12分団、野島を含めて13分団でございますが、それぞれの区域での訓練場所というのは確保できておりません。そのため、先ほど言いましたように消防署の本署、両出張所、この辺を使っていただければ職員みずから団員の方いろいろな消火技術等伝達ができるし、式的なものも教えられるということで、できればちょっと御面倒かけますが、それぞれ近い市内3カ所の消防署の常備のほうへ行っていただければと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 今言われたように、本署や出張所を借りて訓練を行うということなんですが、本署や出張所で行われる訓練というのはどのような訓練がされているわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えします。

本署にははしご車もございます。装備的には、やはり本署が一番充実してはおるんですけど、はしご車のセット訓練にあわせた、要するに消防団の建物の下からの放水とか、それに対するまた全体的な建物火災の防ぎよの仕方、それから例えばロープ結索、基本的なことですがロープ結索、それからいろいろな救助器具の機械器具がございます。この辺も消防団の方にも見ていただいて、さわっていただいて、こういうふうな学習もできるという利点がございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 火災を想定した場合、最も必要になってくるのが放水という部分だと思います。私が聞いたところでは何か壁打ちでやらせてもらっていると。ただし、それはわずかな至近距離からの壁打ちであると。これではなかなか自分たちが水圧、距離感等々がつかみにくいということを書いていらっしゃいますけど、放水訓練自体というの

は今言った壁打ちだけで、あとはほかの場所で放水の訓練を行うと。中には何か団として近くの河原でとか、場所があるところはいいんですけど、ないところはこの壁打ちしかできないということで、ぜひそういった訓練場所を設けていただきたいという声を今、私は聞いてまいりました。いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えします。

現在、私どもの常備職員のほうも県の消防学校の7カ月間の教育は終わって、それぞれの地元へ帰ってきたときに、最初にやるのがやはりどうしても壁打ちとなります。うれしいことに実際の火災は現在非常に少なくなって、火災出動経験者というのが常備も含めて分団の方、消防団の方も非常に少のうございます。どうしても実際の火災、また遠距離への放水というのは私も考えておるんですが、常備の職員も現状同じような状況でございます。これは、議員御指摘のとおりやはりもうちょっと訓練の方法、内容を考えたほうがいいんじゃないかと、今、署のほうとも一応検討して、その中に消防団を巻き込んで一緒にやっていこうかとは考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） やはり訓練というものは私が申すことでもありません。釈迦に説法で申しわけありませんが、やはり訓練のための訓練でなく、実践のための訓練であるということから、やはり実戦に近い訓練をできる場所をやっぱり提供することが大事ではないかと思えます。しっかり今検討しているということでもあります。聞くところには市内に4カ所ぐらいは何か分団でやられているよということを知りましたが、その4カ所というのはいい具合にローテーション的に回したりということはどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えします。

その4カ所というのはちょっと、私の今ちょっと、手元に資料がないのでわからないんですが、もしそういう場所があれば、議員御指摘のとおりそういう場所を利用いたしまして、実践的な訓練、常備も一緒に巻き込んで実践的な訓練に持っていけるんじゃないかと考えます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） ぜひそこを調査されまして、そういう形をとっていただきたいと思えます。それと、先ほどの本署、出張所での壁打ち、また火災現場での放水にあたりまして、これはちょっと消防団と直接かわりがあるかどうかわかりませんが、放水訓

練、放水活動を行うと、付近住民から水道の水に赤さびが出てくるという苦情があると聞きましたが、その点はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局長。

○上下水道局長（清水 正博君） 消火栓を使用しますと、通常に比べて水道管内の流速が上がりますことから、まれに水道水が濁ることがございます。これは、管の内面に付着している鉄さび等が剝離して管内に流れ出ることが原因でございます。

そうした場合の対応といたしましては、まず広報車等を利用してお客様にまずお知らせするとともに、そして水道管に設置しております配水用のパイプから濁り水を除去する作業を行って、早期に濁りを除去するように、取り除くように努めております。

上下水道局といたしましても、万が一のときの重要な訓練でございますから、お客様の御理解も得ながら、今後も引き続き協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） わかりました。次に、先ほど冒頭、消防長のほうから3年前、平成25年から市独自の消防技術の向上のための競技大会を開催しているということでございましたので、その内容について教えていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） これにつきましては、先ほども言いましたように、県大会というのが毎年9月の末ごろに山口県消防学校のほうで、山口県消防操法大会という形で開催されます。それまでは、2分団を順番で決めまして、先ほど言いましたように盆明けごろから訓練を行っておりましたが、どうしても県内の上位をいく、県内各地の消防団はやはり年間を通じて訓練をされていると。そういう操法訓練をされていると。だから、強く結果的には全国大会にも出場ということがございますので、うちのほうとしてもやはり上位に選手をとるか、消防団員の方に全国大会にも行っていただきたいということから、3年前から青果市場、今の青果市場でございますが、ここにおきまして訓練を開始しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） それで競技の内容なんですが、これはポンプ操法ということでもよろしゅうございましたかね。ポンプ操法ということで、これは先ほどの訓練する場所がないということにちょっとつながるんですけど、聞きますと、二十数メートルのホースを3つつなぎ、そして的に向かって放水するという訓練と競技だということを知っており

ますが、場所がないということで、競技に出られる方はどこか場所を確保されるのかもしれませんが、一般的にはポンプ操法というのは消火活動になくてはならない操法だと思います。

どういう訓練をされているかというのを私も尋ねてみますと、ホースを並列して並べていると。つなげない状態であると。場所がないということを書いていらっしゃいました。ぜひ、先ほども言われました訓練場所の確保を今後検討したいということでした。

それで、もう一点ちょっとお尋ねしますが、今大会のために何日間か訓練をされていますよね。それは、当初の3年前の訓練日数と今の日数は一緒でございますか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えします。

あくまでも県大会とそれから市内大会とは分けてございます。目的としては、市内大会のほうはあくまでも新しく消防団に入られた方がいらっしゃるんで、それとあわせて先ほど言いましたように、全体的に火災件数が少ない。13分団もありますと、1つの分団で火災が4件も5件も年間を通してあるわけではないので、全体的な割合からしても自分の受け持ち区域の中では1件も建物火災がなかったという年もございましょう。そうなってくると、どうしても本来の消防車からホースを2本、3本つないで先のほうで水を出して、燃えているものに向かって放水して消火するという技術、これがやはり新入団員の方には特に経験されていないことなんで、この辺を経験してもらうことも含めて、市内大会というのは開催しております。

訓練日数のほうでございますが、一応6日間、これが市内大会でございます。それから、県大会のほうは25日間です。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） わかりました。先ほど来いろいろ申しておりますが、やはり訓練場所を確保ということを優先的に行っていただきたいと思います。

次に、火災等の発生時なんですけど、例えば火災が発生した場合、119番通報を受けて、消防団に対しどのような——119番を受けるわけですが、本署として119番を受けた後、消防団に対してどのような手順、手法で消防団への連絡、出動要請を行っているのか教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えします。

消防団の出動につきましては、119番が入りまして、まず常備のほうの出動をさせま

すが、それにあわせて消防団のほうにはまず一斉メール、新しく3月1日から高機能消防指令センターが導入されましたことから、一斉メール、これで私どもにも、常備職員にも入ってくるんですが、メールで入ってきます。それとあわせて、二重化ということで電話、これは最初から登録してある電話で、登録電話で一斉に10人なら10人が単位で流せるようなシステムがございますので、二重化で連絡をとっております。

その後、それぞれの分団器庫から出動ということになります。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 今、一斉メールでと。それと、二重化のために電話でということでしたが、電話はこれは今10人なら10人ということをおっしゃいましたが、これは全員ではないわけですか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 電話につきましては、順次通報装置という機械がございますが、これにつきましては登録されている電話の中で一遍に、一斉にができないので、一つの電話連絡というのが、10人という一つのブロックになって流れていきますので、これの繰り返しをやる形になります。最初に、1番から10番までの方が流れて、次は11番から20番までの方が流れるという感じで、ブロックで一斉に流していくと。一遍に100人ざっと流すということとはできないということなんで。それで順次、要するに順番に通報していくという名前の装置なんでございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 私は聞き取りのときにお尋ねしたときに、以前は今言われた10人という形で全て電話連絡であったと。それで、高機能消防指令センターが整備されたことによって、先ほど言われたメールという発信を行うと。ただし、電話は部長以上ということをお聞きしたんですが、そうではないということですね。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えします。

メールにつきましては、やはり電話もそうなんですが、今、携帯電話を身に付けておいても、着信に気がつかないという方もいらっしゃいます。ですから、どうしてもメール受信だけではどうしても伝達したかどうか、こちらも確認のしようがございませんので、電話と。私のほうも例えば火災があった場合には、まず電話で入ってきますし、メールでも火災通報の連絡が入ってくると。二重化で入ってくる形になっております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） それで安心をいたしました。先ほど申しました、聞き取りで

はメールプラス部長以上のみ電話連絡ということでした。運用開始前に試験的に、連絡の試験をやられたと思うんですよ。その中で消防団の方が、メールだったら、電話だったら着信音がよく聞こえる。だけど、メールというのはどちらかというと簡易的な音ですよ。だから、皆さん仕事を持っていらっしゃる方が大半で、なかなか気づかなかったということ。それと、この後またお尋ねするんですが、年齢的に少し高齢化しつつある現状の中、メールは扱わないという方もいらっしゃいました。私は、実はそこをお聞きして、ぜひ従来どおり、電話でということをお願いしようと思ったんですが、今、消防長が言われるように二重化で、全員に同じようにメールと電話で行われるということをお聞きしまして、安心しました。ぜひ電話でということで、よろしくお願いいたします。

次に、これはあれなんですけど、出動要請に当たって、また少しちょっと変な質問になるんですが、例えば飲食、晩酌していたと。少しお酒が入っていたというときには、これは出動はいけませんよということになっていると思うんですが、それで、これは消防団だけではなく本署もちろんそうだと思いますけど、それで間違いございませんね。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えします。

やはり人間ですので非番、それから消防団の方であればお仕事がないとき、お酒を飲む機会もございましょう。基本的には消防団員の定員及び任命等に関する条例の中で、常に招集に応じられる体制を整えておくことということが11条の中で、団員が重視しなければいけない事項としてうたっております。

また、うちの職員も常備職員のほうにつきましても、非常の際の服務ということで、消防の職員の服務規定のほうで職員は週休日、休日または正規の勤務時間以外においても非常事態が発生したことを知ったときは、直ちに登庁してと、勤務につけというふうなこともございますし、現在危惧されております南海トラフ地震や首都直下地震等、いつ起きるかわからない災害に対しましては、必ず山口県におきましても消防緊急援助隊の出動ということが出てまいります。そういうことになりますと、非番の職員でも常に心構えとしてはそういうふうにして、やはり飲酒は基本的には避けると。避けるという言い方もあれですけど、余り飲酒しないと。

特に署の場合は署長と副署長、これは必ず交互に、飲む場合はこういうふうに使分けを行っておるし、また昔はよく忘年会で事務職員等も一斉に集まって忘年会をやっておたんですけど、こうなったときに何か起きたらまずいということで、もう分散して忘年会だけは、忘年会とかああいう酒会はやるという形で、ある程度体制は整えておるつもりです。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） わかりました。やはりもちろん私もそうだと思っております。そうになると、なかなか皆さん大変だな——言い方が大変だなというのが正しいか正しくないか、間違っていれば済みませんが、例えばこれからどんどん飛躍して、私なりに考えてみたんですけど、消防団の方も消防署の方もやはりそういう状態では出動は行きませんよということになれば、例えば大災害が起きたときに、大火災が起きたときに、大災害の場合は市は災害対策本部を設置されるわけなんですけど、同じように晩酌をされていると体制がとれるのかなという、これは私のひとりの思いなんですけど、対策本部というのは災害時の最高機関、命令機関でございます。どうなのかなという思いがいろいろめぐってまいりました。

別段、私はお酒を飲んで出動ということを正当化しているわけではありません。消防団にしても、消防署の職員の方にしても全ての任務に当たられる方は、まず自覚と使命感、誇りを持って重要な任務を選ばれた方たちですから、まさか現場で酩酊状態で出動される方は私はいないと、これまでも見たことはございません。しっかりやっておられますけど、先ほど申されました南海トラフ大地震とか、大規模な災害が起きたときに一体どうなるのかなという危惧もいろいろしております。また、いろいろその点を、またちょっといろいろ検討なり、考えていただければということでございます。

先日、テレビで、「“消防隊だけが撮った。311”未公開映像が語る震災5年の真相」というドキュメントと申しますか、やっていました。その中で、消防隊員も消防団員もほとんどの約9割の、亡くなられた方の9割が消防団員であったという、約200人近く亡くなられたということで、それを見ておりますと、聞いておりますと、自分の家が、自分の家族が被災して行方不明、流されているにもかかわらず、やっぱり使命を、使命感のほうへ持っていったということで、本当に涙が出る思いをいたしました。その方たちが口々に言っていらっしゃったのは助けに行きたくても人がいないと。とにかくマンパワーが必要なんだということを書いていらっしゃいました。

ぜひ、今ちょっと飲食ということで、少しそれたような質問をいたしましたけど、いろんな面で、臨機応変という言葉もございますので、ぜひいろんな角度から検討していただきたいと思っております。

次に、消防団員、組織の充実ということですが、全国的に消防団の団員の減少が今問題になっておりますが、防府市の12分団の現状はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 消防団員の現状と推移につきまして、お答えいたします。

まず、消防団員の条例定数は現在408人でございます。これに対しまして、過去5年間の団員数の推移につきましては、毎年4月1日を基準日としまして、平成23年は400人、うち女性は2人、平成24年は398人、うち女性は10人、平成25年は392人、うち女性は12人、平成26年は394人、うち女性は12人、平成27年は399人、うち女性は14人となっております。平成27年におきましては、定員に対しまして、9人の欠員となっておりますが、この平成28年4月には405人、うち女性は18人となる予定でございます。

次に、平均年齢と年齢別構成につきましては、平成27年は全団員の平均年齢が44.3歳です。年齢分布構成によりますと、一番多い年齢層は35歳から39歳と40歳から44歳で、いずれも79人、全体に占める割合はそれぞれ19.8%です。次に、45歳から49歳で59人、割合は14.8%、60人以上は41人で、割合は10.2%、最も少ないのは20歳未満の1人、割合は0.2%となっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） ありがとうございます。このことから極端ではまだないんですけど、着実に高齢化というほうに向かっているなということがうかがえると思います。全国的に団員が、防府は先ほど消防長が言われたように何とか、不足はしているもののがかなりいい数字で横ばいをしているということでございますけど、全国的な傾向、これはいずれ防府市にも押し寄せる可能性は十分というよりは確実だと思います。市消防署としてこの減少原因はどのように考えていらっしゃるかお尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、消防団員の減少原因の主な要因は、やはり少子高齢化、あわせて被用者の増加、それから通勤等の区域が広がるということで、社会経済情勢の変化が最も大きいと考えております。本市におきましても、先ほど言いましたように過去5年間におきましては、充足率は95%を超えております。また平成21年の大規模災害時におきましても、多くの団員が一応出動できていることから、現時点ではこの数字を堅持しながら、408に近づけるように一生懸命努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） そこで、今分団の採用について面接はどのように、年に何回

行われているかお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 団員の採用についてお答えいたします。

現在、団員の採用は年2回、4月と10月に採用を実施しております。採用につきましては、申込書の書類審査とともに消防団長、消防副団長、それから分団長によります個人面接を行いまして、市長の承認を得て決定をしております。この募集につきましては、市広報等に掲載、また消防本部のホームページ等にも掲載しております。

この採用方法につきまして、加入希望者の利便性を考慮し、来年度からは随時採用できる方法へ変更すべく、要するに毎月ですね、毎月採用できる方向へ変更すべく現在、団本部のほうへ提案し、実施に向けて協議をしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 今、私は随時でということ、再質問のほうを考えておったんですが、先に随時でやるようにという方向で進めると。もちろん随時でやっていただきたいと思います。一人、私の友人の子どもが何月だったかな、帰ってくるんだけど、面接に合わないということで、10月まで待たなければいけないということで大変残念がっていらっしやいました。お父さんも消防団員です。子どもさんもお父さんの勧めから入りたいという意味があったんですけど、10月まで待つということで、人の心というのはどんどん変わってきますので、随時ということでぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど95%以上の充足率ということでございましたが、この中にも数だけではなく、参加はされないというか、いわゆる幽霊会員もいらっしやるとは思いますけど、その把握等はきちんとされているでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えします。

今手元に持っている資料につきましては、1年度間、平成27年4月からこの平成28年1月までの間の各分団の出動状況、要するに費用弁償の支払いに対して出動報告書というのを毎月、月締めで出してきておるんですが、それを集計した結果が手元でございますが、全体では24人、1回もそういうふうな訓練・会議等に出席されていない分団の方がいらっしやいます。ただ、これは必ずしも出たくなくて出なかったという理由でもないし、その細かい理由につきましては私のほうも仕事のために出られなかったとか、御家族の看護だとか、どうしても何かどうしようもない事情があったとかいうふうなこともあるかと思っておりますので、必ずしもゼロというのが不良団員というわけではないと思っております。

ます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 先ほど申しました月例訓練で5人ということで、本当は10人出たと、15人出たんですよと、ただし5人ということで5人しか名簿は出していませんという分団もありました。そういうものもきちんとそれは費用弁償云々ではなくて、やはり出られた人に対してはきちんと、参加されたということを中心に申請してほしいということになれば、中身はさらによくわかると思いますので、ぜひその方向で進めていっていただきたいと思います。

次に、幽霊会員の方ですけど、やめていただきたいという、除籍、退団と申しますか、そういう規程はあるんですか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えいたします。

一応、分団のほうでは「防府市消防団員の定員及び任命等の条例」のほうで、分限や懲戒処分ということで処分も決めております。また、特にその下のほうで、内規を別につけておりまして、年間の出席状況、例えば団本部の要するに幹部職員について、部長以上の職にあるものについては年間の行事で80%以上の出席をする。それから、分団については副分団長以上では70%以上という、一応年間出席状況もつけておりまして、さらにそれ以下の下の団員につきましては、自主退団を促す観点で2年、2年間以上、これは消防団員全員に当てはまるんですけど、2年間以上消防団での活動がない者、この者に関しては自主退団を促す。勧告するという形で進めております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 2年以上参加しなければ自主退団と、自主退団というのは自分でやめていくわけですね。なかなかこれ人間関係が、今回もちょっとあったんですけど、なかなか分団長、団長がちゃんと言えればいいんだけど、なかなか同じ地域に住んでいるということで、言いにくいと。それで言ったんですけど、ちょっと大変トラブルがございました。だから、そのトラブルがないように、ぜひ消防本部としてもいい方策を考えていただいて、幽霊って俗にいいですけど、そういう方がないように、ちゃんと勧告なり通告ができる体制をとっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それで、先ほど申しました防府市のほうは何か充足はいいという状況であります、団員の確保のためのPR活動というのはどのようにされておりますか。教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 団員のPRにつきましてお答えをいたします。

団員のPRにつきましては、現在いろんな地域に実施されます文化祭等のイベント、また幼稚園における消防車のスケッチ展示、小学校での避難訓練等、それから昨日イオンタウン防府で開催いたしました。雨でしたんですけど、屋内部分で消防フェアというのを開催いたしました。その中でも団員募集の広報というのを消防団員の方にやってもらっております。

このようにして消防団活動をいろんな場で紹介して、また訓練を展示するという事で、件数的には少ない、平成27年が3件でございましたが、長期的に消防団員を確保していくためにはPRの場としていろんな場を活用すべきであると考えております。今後も、いろんな機会を捉えまして、このPR活動、消防団員の採用に向けてのPR活動を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） どうもありがとうございます。そうした消防フェア等で消防団の方が出られて、大変それはいいことだと思っておりますが、その、私何回か見学に行ったことがあるんですけど、よくはっぴを着ていらっしゃいます。あのはっぴを見てなんか私残念に思うんですが、聞くともう20年使い回しを着ているとか、洗うとぼろぼろになるので洗えないとか、臭いんですよ、そばに行くと。やはり消防団の方に聞くと、はっぴ一つが我々の証であると、誇りであるということをおっしゃっていました。やはり男子は特にああいう姿には憧れを持ちます。ぜひはっぴをかえていただくというか、先ほど、防火衣等の貸与も十分必要なことですが、やはり確保ということをお考えたとき、また自覚、また誇りを考えたときに、はっぴというのは大事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） お答えいたします。

私も前に消防本部で経理係長をやっておまして、その際も消防団の方からかなりの要望がございました。先ほども言いましたように、現在はまずは消防団員の活動の安全を図るということで、先ほど申しましたように、どうしても防火衣、ヘルメットとか、手袋とか、それから足元の靴であるとか、いろんなことで消防団員が安全に活動ができるというものをどうしても重点的に今購入を考えております。

はっぴにつきましては、柔道着と同じような感じで刺し子縫いになっているもので、どちらかというと実際の火災の場で使用するというよりはシンボル化したようなものと、私

は考えております。確かに議員御指摘のとおり、あれば消防団としての見栄えのいいもの  
というか、ちょっと格好よさとかいろんな意味で、憧れみたいな感じを抱くようなところ  
があると思います。

しかしながら、先ほど言いましたように現時点ではまずは災害第一、それに対応する  
ということで、それにつきましては十分今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 今、消防長がシンボルと、まさしくシンボルだと思います。  
火消しの時代からまといと、そしてはっぴというのはつきものでございました。ぜひ、改  
善の方法をよろしく願いをいたします。

先ほど、今学校等への派遣ということでありましたが、これはある一例ですが、ある小  
学校の若い先生は消防団という組織を御存じなかった。そして、初めてそのPTAの方の  
要請で消防団の方が防火訓練に行かれて、消防団というのがあるんだというのを認識され  
たそうです。ぜひ、そういう姿を見れば、また子どもたちが先ほど申しましたが、憧れて、  
私が大きくなったら消防隊になるんだ、消防団になるんだということになると思います。

特に学校関係では、積極的にこういう行事等のPRをしていただきたいと思います。  
ということになると幼稚園、学校等には、ぜひどんどんこういうPRをしていていただ  
きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 現在も、もう少しして4月に入って5月、6月になってきま  
すと、幼稚園、小学校の消防署見学というのがございます。その中で、もちろん子どもた  
ちに消防車を見せるのは当然ですけど、訓練を見せたりとか、いろんなことをやっており  
ますので、もう少しその辺にも見せ物を増やすとか、ちょっと工夫をして考えたいと思っ  
ております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 冒頭の機能別消防団というので、なかなかお耳にしたことが  
ない方もいらっしゃると思いますが、山口市では山大の生徒を対象とした学生消防団とい  
うのを4月から設置されるそうでございます。先ほど機能別消防団等もいろいろ考えてい  
きたいという御発言でありましたが、今現時点でどのようなことを考えられているのかお  
尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 機能別消防団についてお答えいたします。

確かに、近いところでは松山市さんは郵便局員それから大学の生徒、これは例えば大学生だったら外国人の通訳、避難のときの通訳等に当たったりとか、郵便局員のほうはそれこそ集配でそれぞれの地域を回っていますので、そういうところでいろんな災害を発見したりとか、たしか消火器を、小さい消火器もついていたと思います。初期消火にも対応できると。

機能別の分団につきましては、私の考えはあくまでも北海道から沖縄まで、地域の実情がいろいろ異なります。ですから、千差万別の機能別分団制度ができて当たり前だと思っております。例えばもう大規模災害のときだけしか、そういうときだけ出ましようとか、それから消防署団員でもOBでそのまま入ってもらうとか、さらには例えば重機、東京の八王子市はたしか重機隊があったと思います。重機を取り扱える方だけが普通の火事とかには出ないよと。ただ、山崩れとか崖崩れ、そういうようなときに重機が必要な場合だけには出ましようというふうに、それぞれ特化した、それぞれの業務で対応できることに特化した分団が機能別分団だと私は思っておりますので、防府市でも今後はそういうふうな機能別分団員というの、どういうことでの的を絞って結成していくか考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 先ほど、法律ができたということで、兼業が禁止されました公務員さんも消防団に加入できると。参加できるということになっておりますけど、今、防府市の状態はいかがなんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 公務員の消防団員についてお答えいたします。

現在、防府市消防団には18人の公務員の兼業の消防団員の方がいらっしゃいます。そのうち、防府市役所に15人、残りの3人につきましては県庁と他市の市役所のほうに勤務されていると。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） こちらも、忙しいでしょうが、積極的にPRしていただきたいと思っております。

それで、21年7月21日の豪雨災害で、消防団員の活動状況と出動状況についてお尋ねをいたします。その内容を教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 平成21年の豪雨災害時の出動状況について御報告いたします。

平成21年の7月21日から7月28日までの間に、延べ1,226人の団員が出動しております。その中で7月21日につきましては、延べ684人の団員が出動し、現場での検索活動、それからいろいろな機材搬送とか、それから土砂除去とかいろいろなことに従事しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 私も現場のほうに行ってみましたけど、大変一生懸命、本当に献身的にやられておりました。後日談ですけど、中には商売をなさっている方がいらっしゃいまして、手形の落とし日を忘れていたということで、そのくらい本気でやっていたら良かったです。本当に頭が下がる思いでございます。

そこで、こういった我々の生命財産を守っていただける消防団に対して、地域で消防団を支えようじゃないかということで、全国各地で消防団員とその家族を支えようという消防団応援事業などが展開されています。この事業は地元の商工会議所などと提携し、民間の飲食店や商店、理容店など、多様な業種に協力を呼びかけ、応援団の店として登録、消防団員の利用に対して割引などのサービスをするものであります。もちろん団員の家族も対象としております。

例えば、飲食店では飲み物が1杯サービスされたり、小売店では特別割引で買い物ができるなど、各種サービスを提供することで感謝と尊敬を持ち、消防団を支えようとするものでございます。この事業を利用した団員から消防団員であることで、サービスが受けられたと家族から感謝されたと。やはり団員になって活動するのは家族の支えがなければできないと思います。

防府市でもぜひ同事業の取り組みを実施していただきたいと思います。県内では、まだどこもやっておりません。先駆けて、ぜひ実施していただきたいと思いますが、これは市長にお尋ねをいたします。ぜひこういう、地域で消防団を支える応援団事業を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 地域では、消防の活動には皆さん理解を示しておられると、私は基本的に認識をいたしております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○18番（三原 昭治君） 2013年、消防団を中核にして地域の防災力を高めていくという、先ほど言いましたが、法律が成立しました。消防団の活動に着目した法律が作られるのは初めてのことで、条文には先ほどありましたが、消防団は地域にとって代替性のない存在だと記されています。この言葉を裏づけるように、消防団は火災時の消火活動をはじめ、災害時における各種活動、また祭りや催し物の警戒など、地域で動員が必要なさまざまな場面でなくてはならない存在となっております。

市消防とともに市民の生命と財産を守るという重要な役割を担う消防団に対し、市、市民挙げて支援していくことが我々市民が安心して暮らせる環境を構築するために不可欠だと私は強く考えているところであります。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、三原議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、11番、清水議員。

〔11番 清水 浩司君 登壇〕

○11番（清水 浩司君） 皆さん、こんにちは。会派「和の会」の清水浩司です。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告の順に従って、中山間地振興策について、防府読売マラソンの運営方法について、質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

中山間地振興策についてお聞ひいたします。平成の大合併の際、山口県では多くの市が中山間地を抱えることになりました。美祢、長門市は全域、岩国、萩、山口は半分近くの面積で中山間地を抱えています。その結果、多くの市が中山間地対策課をつくり、活動しております。

岩国は、総合政策部政策企画課中山間地域政策室、山口市においては、地域振興部中山間地域活性化推進室、周南市では、地域振興部中山間地域振興室、このような対策課をつくっております。

しかし、広域合併をしなかった防府市では、県内他市に比べて、中山間地対策部署があ

りません。

中山間地は、地域振興法並びに農林統計中山間地の指定では、野島と小野が中山間地になっております。特に小野については大半が山林で、防府市の面積の23.58%を占めており、防府市の水がめを守る重要な地点です。

小野地区は、以前は小野村と呼ばれ、昭和29年に防府市に合併当時は準農村地帯で、専業農家も多く、また、アユやカワガニ、ウナギなどの漁業や林業も盛んで、小野地域だけでも製材所が何カ所もあり、また土建業、自転車店、鍛冶屋、博労、それから多くの商店があり、ある面では自立した地域でした。現在、小野公民館のある通りは店組みと呼ばれており、時計店までありました。

私が高校生の時代は、左岸は防石鉄道が走っており、右岸はバスが走っており、満員の状態でした。それが物価に比べ米価の価値が下がり、昭和35年ごろから普及したバイク、昭和40年のマイカーブームの到来とともに、急激に勤め人が増え、小野も変わってまいりました。暮らしも豊かになり、大家族から核家族になり、若い人は市内に家を建てるようになりました。それに伴い、人口も平成10年と比べても、739人減っており、平成25年の高齢化率は35.2%です。

中山間地においては少子化対策の一環として、若者世代の移住や定住を促進しなければいけません。小野地区は農業振興地域の指定があり、新たに家を建てることは容易ではありません。

そこで考えられるのが、空き家を活用して移住者を増やすことです。そうすると、地域の活性化にもつながります。

岩波書店発行の「農山村は消滅しない」というタイトルの本の中で、島根県中山間地研究センターの藤山浩氏が先駆的に唱えている必要な人口流入の規模を算出する方法では、極端に大きな数でなくても、人口の増加が見込めると記しております。

例えば全国の山間地域の平均的年齢構成を持つ1,000人の住人がいるモデル地区を仮想し、現状のままの人口構成で単純に延長すれば、高齢化率はそのまま高まり、人口も激減いたします。しかし、毎年、4組の家族、30代前半の子連れ夫婦、4歳以下の子どもが1人いる、4組の家族が2組、20代前半のカップルが2組、合計10人が地域外から流入があると仮定すれば、高齢化率は10年後にピークとなり、それ以降はむしろ低下するとのデータがあります。

そのような中で小野小学校では、ことしの新入生は30人と聞いております。学校は地域再生には不可欠です。

国土交通省は、このほど2016年から2025年の住宅政策を定める住生活基本計画

をまとめたという記事が、28年2月3日付の毎日新聞に掲載されていました。この記事によりますと、人口減少時代を見据え、空き家の有効を打ち出した。リフォームや中古住宅の流通を盛んにして、2013年の318万戸が、2025年には500万戸に増える予想される空き家を400万戸に抑えるという記事です。

国内では人口が減っているにもかかわらず、住宅の新築が年82万戸あります。そうすると空き家が増え続けるわけです。

国土交通省は空家対策特別措置法を施行し、自治体が指定した空き家の所有者に解体の勧告・命令ができるようになりました。解体するほど古くない空き家は、リフォームなどをして補助金を支給するとしたとあります。

そこでお聞きいたします。まず、空き家対策ですが、防府市の調査では、防府市内空き家は1,538件となっています。このように多くの空き家が放置されておりますが、市では今後、空き家の利活用をどのように進めていくつもりなのでしょうか。

また、利活用が困難な空き家については、片づけなければならないが、多額の費用がかかります。市としても補助金を創設する考えはございませんか。

次に、先ほど行重議員からの御質問の中にもありましたが、現在、小野地区において、多面的機能支払制度を利用して、あぜ道や草刈りなどをできる活動が始まっております。しかし、喫緊の課題は、農家の空き家とそれに附随した農地の耕作放棄田の問題があります。21年災害のような豪雨でも、水田であれば、雨水をためることも可能です。耕作放棄地対策について、これから何か対策をお考えでしょうか。

3点目、先般の市長の平成28年度施政方針の中で、小野地区の夢プランを支援していくということをお聞きいたしました。大変心強い思いをしております。

夢プランを練り上げていく中で、新たに夢プラン推進母体となる小野活性化協議会を昨年11月に組織し、4つのワーキンググループを設置いたしました。この中の一つに、生活交通をテーマにしたワーキンググループがあります。今後、地域の交通対策を協議していくこととしております。

市でも小野地域の生活交通対策に積極的に取り組んでいただきたく存じます。お考えをお聞きいたしたく存じます。

4つ目の質問が診療所です。先ほどの4つのワーキンググループの中に診療所も入っております。小野には、昭和20年代から村上医院があり、毎月相当数の来院がありましたが、数年前に閉院になり、今、無医村です。

26年7月からは、大病院は紹介状がないと、選定療養費が3,240円、余分に徴収されるようになります。運転免許証を返上した高齢者で病院に行けない場合は、診療所か

ら往診することも考えられます。自宅でみとられることも可能です。

中山間地域対策として、野島のような診療所を週2回程度、専門としては内科医を置いたような診療所を設置する考えはございませんか。

以上、この4点について質問、お聞きいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成24年7月に「防府市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、近年、全国的にも増加を続け、ますます深刻化しております空き家の問題に対応してまいりました。

こうした中、条例制定以後、本年1月末までに本市に寄せられた野島、右田、富海及び小野地区のいわゆる中山間地域空き家に関する相談件数は28戸でございまして、市からの助言・指導に基づいて解体されたものが6戸、リフォームされたものが2戸で計8戸、改善に至っているところでございます。

さて、議員お尋ねの空き家の利活用についてでございますが、本市全体での取り組みとして、引き続き防府市定住促進住宅情報バンクによる情報の提供を行ってまいります。

また、新年度には世代間で互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進するため、三世同居支援事業の中で、中古住宅の購入費用や増改築費用の一部の補助を行ってまいることといたしております。

議員御案内のとおり、空き家は大切な地域資源として活用できる場合もございます。引き続き住むことが可能な空き家が、その地域での生活を希望する方の住まいとなったり、共働きの世帯の場合には、御両親の近くの空き家に住めば、子どものお世話をさせていただくことも考えられ、より有効に活用されるのではないかと思います。

こうした活用が繰り返されることによって、その地域から若い世帯が離れることが減り、人口減少を食い止めることにもつながってまいりますので、地域の皆様の確かな情報や密接なつながりをもとに、どういう仕組みで取り組んでまいるか検討してまいりたいと考えております。

さらに、本市といたしましては、空き家の利活用モデル事業として、例えば「住宅改修体験」と称し、空き家を補修、改修する段階から、地域の皆様にボランティアとして御参加いただき、こうした活動を展開する中で、人との触れ合いを通じ、地域への愛着を育むとともに、新たな魅力の創出により、長くこの地に住み続けたい、あるいは移り住んでみたいと思うような利用事例をつくってまいりたいと考えております。

政府でもこの空き家対策、なかんずく、市営住宅として活用する本格的な取り組みを考えておられるようでありまして、今朝の全国紙にも詳しく報道されたところでございます。市としても注視してまいりたいと思っております。

続きまして、空き家の除却費用に関する補助制度の導入でございますが、議員御案内のとおり、空き家を除却するには、相当の経済的負担を伴うことから、多くの空き家が放置されているのが現状です。こうした状況を踏まえますと、除却費用の一部を補助することは、空き家対策における一つの手段であろうとも考えられますが、一方で、空き家に対する管理責任は、第一義的にはその所有者などにある中で、きちんと管理されている方との公平性の観点から、慎重に検討する必要があるものと考えております。

そこで、本市の空き家対策の推進母体である防府市空家等対策協議会におきまして、こういった補助金等の支援のあり方につきましても、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市の空き家対策を強力に推進していくためには、地域の皆様との連携が大変重要となってまいります。さきに述べました空き家の利活用モデルへの取り組みをはじめ新たな事業を展開していくために、地域へ伺い、多くの御意見をいただきながら、地域と一体となって空き家対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の耕作放棄地対策についてのお尋ねでございましたが、耕作放棄地の状況は、耕作者の高齢化、後継者・担い手不足、あるいは農産物の価格低迷などにより、放棄地面積が増加傾向にありまして、これにより農地が持っております水源涵養機能や環境保全機能などの多面的機能が発揮できないことから、議員御指摘のとおり、全国的な問題となっております。

国では、平成21年12月に農地法を一部改正し、新たに農地に権利を有する者に対する責務として、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保することが規定されるとともに、農業委員会に対し、毎年実施している農地利用状況調査を通して、その地域の農地利用の総点検の実施、遊休農地の発生防止と解消指導の実施が求められることとなりました。

また、平成26年度からその調査に基づき、遊休農地と判断した農地の持ち主に対しまして、今後の農地利用に関する意向調査を実施しております。

さらに平成29年度から農地利用最適化推進委員に農地の出し手、受け手の調整役を担当していただき、農地利用の集積・集約化を推進することで、耕作放棄地の発生と防止に努めてまいり予定でもございます。

また、小野地区で活動を開始されました多面的機能支払交付金につきましては、この事

業は農業の二次的機能である洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成など、農業・農村が果たしているさまざまな働きを維持、発揮するため、地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する制度でございますので、小野地域におきましても、耕作放棄地対策の一助になるものと認識をいたしております。

また、本市では、新規就農者の就農準備と就農開始を支援し、新規就農者の確保と定着を図っております。そうした中で新たに就農を希望される方は、就農する農地だけでなく、同時に近隣の借家を希望される場合も数多くあります。

今後、さらなる新規農業者の支援策として、小野地区で取り組まれております事案も参考の上、農地と空き家をセットにして紹介ができないかどうか、関係機関と連携して研究も行ってまいりたいと存じます。

最後に、多面的機能支払交付金の周知についてでございますが、平成27年度から法律に基づいた制度となりまして、安定的に運営できる制度となりましたので、市といたしましては、この制度の推進母体であります山口県及び土地改良事業団体連合会、農協等で組織される山口県日本型直接支払推進協議会とともに、制度の周知に努めてまいり所存でございます。

3点目の地域交通対策についてでございますが、本市では、昨年10月に策定いたしました「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、人口減少時代に対応したコンパクトなまちの形成に向けた取り組みとして、「活力ある都市核づくり」と「都市核と地域を繋ぐ交通ネットワーク形成」を位置づけ、まちづくりと連携した生活交通施策を進めていくこととしております。

このためまちづくりの総合的な牽引役を担う市が先頭に立ち、鉄道や主要なバス路線などの幹線とデマンドタクシーなどの支線が有機的につながった面的な生活交通ネットワークの再構築に向けて、目下、全力で取り組んでいるところでございます。

こうした中、小野地区の皆様が策定に取り組まれております「地域の夢プラン」の推進母体となる小野活性化協議会の中に地域の生活交通について考えるワーキンググループを立ち上げられたとのことをお聞きしてございまして、大変心強く感じておりますとともに、地域の皆様の熱意に改めて敬意を表するものでございます。

小野地域のバス路線につきましては、佐波川右岸は防府高校佐波分校行きや県立総合医療センター経由を含む防府市と山口市徳地間を運行する広域路線が、左岸は、防府徳地間の広域路線と久兼地区を起・終点とする市内完結路線が長く市民の足としての役割を担っておりますが、近年、利用者は減少傾向にございます。

このような状況に対応し、小野地域にとって望ましい生活交通の姿を描いていくために

は、広域路線の見直しも視野に入れ、隣接する山口市との協議・調整をしていくことも必要であると考えております。

また、旧小野小学校跡地に建て替えを計画しております小野公民館につきましても、地域の皆様の交流拠点となるものでございますので、交通結節点としての役割を踏まえた整備内容の検討も重要であろうと認識しております。

このような点も含め、小野地域の最適な交通環境を確保していくため、今後とも小野活性化協議会のワーキンググループに市といたしましても積極的に参加させていただき、地域の皆様とともに、新たな生活交通の導入を図ってまいりたいと存じますので、お力添え賜りますようお願いいたします。

最後に、4点目の公民館に併設の診療所についてのお尋ねでしたが、議員御案内のとおり、小野地区には数年前まで診療所があり、かかりつけ医として、長く小野地区の皆様が安心して医療が受けられる状況でございました。しかし、現在は閉院され数年がたち、小野地区の皆様は中心部の診療所や病院にかかりつけ医をお持ちの方が多いと存じます。

診療所の設置には、施設整備費のほか、運営経費として医療従事者などへの執務報酬や施設及び設備の維持管理費が必要となります。また、診療に当たる医師の確保は、大変困難な状況にあり、全国的に過疎地をはじめとした地方での医師不足は深刻な問題となっております。さらに小野地区以外の他の市周辺地域にも診療所のない地域もございます。公共サービスを地域に隔たりなく提供する上では、その均衡を保つことも重要であると、考慮しなければなりません。

なお、議員御案内の野島につきましては、離島振興法の適用を受けております僻地に該当しておりまして、僻地医療を提供するため、週に2回、診療所を開設いたしております。

小野地区は僻地に該当しませんが、今後、中山間地域の交通弱者について、生活交通対策とあわせて地域医療のあり方を研究してまいりたいと存じます。

御理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） どうも御答弁ありがとうございました。最後の診療所については、他地区とのバランスということをおっしゃいましたけど、特に小野地区については、御存じのように中心部から一番奥地ですと、十五、六キロメートルありまして、大変遠い場所があります。そういった意味も含めて、診療所については、ぜひ今後、前向きな御検討をいただけたらと、このように思っております。

それでは、2点ほど再質問させていただきます。

先ほどの空き家対策については、いろいろと具体例を述べていただきまして、大変ありがとうございました。御答弁の中で、地域に伺い、調査するというようなニュアンスだったかと思うんですが、実は先般、防府市の自治会連合会の視察で広島県の庄原市というところに行ってまいりました。この庄原市というのは、防府市の6.6倍、何と香川県の3分の2の広さのある市でございます。その6.6倍の市域に住んでる住民が3万人、人口密度でいえば、防府市のほうが6.6倍多いわけです。それぐらい過疎地の町なんですが、この町で実は総務省が集落支援員として、地方自治体に、地域の実情に詳しい人材を集落対策の推進に関するノウハウ、知見を有した人材として、地域マネジャーという形で集落支援員を委嘱しております。

その結果かどうかわかりませんが、この庄原市において、空き家バンクの登録が、実は私、インターネットで調べてみたら、54件登録されてた。その中で12件が成約に至っていると。このように中国山地の奥深い山間部においても、空き家バンクをうまく使えば、空き家がかかり活用されてるように思います。そういった意味で、防府市でもこのような集落支援員を地域マネジャーとして有効に活用して、空き家の実情に応じた対策をもっと踏み込んだ形で取り組むべきではないでしょうか。お考えをお聞きいたしたく存じます。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今議員が御案内いただきましたように、広島県の庄原市のことをちょっと調べさせていただきました。確かに地域マネジャー集落支援員制度という制度をお持ちの町でございますし、また、そのほかに、各地区自治会に空き家調整委員という、そういった方も配置されておられるようでございます。そういった地域マネジャー、空き家調整委員といった方々と協力しながら、庄原市の定住促進対策を講じておられるようでございます。議員御案内のとおり、実績も上がっておるようでございます。

そうした中で本市といたしましては、先ほどの答弁にもございましたように、私どもといたしまして、今年度、空き家の実態調査をさせていただきましたが、これはまだ初段階の調査でございまして、新年度に入りましたら、より深く所有者等の調査及び空き家の活用、どういうふうにしていかれるのかと、そういった意向調査等もより深く行っていく予定でございます。

そうした中で、個人的なお話も出てまいります。所有者の個人の事情とか意向とか、そういったものも出てまいりますので、個人情報に関係もかなり深いところまでかかわってこようかと思っております。

そうした中で主体的には市が対応していかなければならない問題だとは考えておりますが、やはり地域のことは地域の皆さんが一番よく御存じだというふうに考えておりますので、先ほど御答弁させていただきましたように、新年度考えておりますのが、モデル事業といえますか、利活用のモデル事業といえますか、モデルケース、空き家をどういうふう  
に活用していけば、地域の方々にも一番最善になるのかと、そういったことを含めて、モデルケースというものをつくっていききたいなというふうには考えております。

そうした中で、地域の住民の方のお力はぜひとも必要となりますので、市も地域の皆様方と連携して、協力して、このモデルケースをつくっていききたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） 大変ありがとうございます。今年度は初段階で、今後深く行いたいという御意向をお聞きいたしまして、大変心強く思っております。

実は、私も小野地域自治会連合会の会長、もう既に4年目になりました。それで、自治会としても何らかのことができないだろうかということで、昨年11月に地域の各自治会長に働きかけて、もっと我々が、先ほどの地域マネジャーと一緒に、地域に住んだ人間だったら詳しくわかるんじゃないかということで、一度調査してみました。かなり踏み込んだ形ではできましたけど、今後、ぜひ私たちが地元人間として、市に協力していききたいなと、このように思っております。

再質問、もう一つお聞きいたします。

当初申し上げました、中山間地に関する部署についてでございますが、防府市でも中山間地対策室を設置するような考えはございませんか。お考えをお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） お答えをいたします。

中山間地域の振興につきましては、前年にも答弁をいたしておりますが、農業、林業、産業、教育、文化、福祉など広範囲に守備範囲がわたっております。その関係で、平成26年には中山間地域の振興に関する所掌事務を市民活動推進課において行うというふうに組織のほうの事務を設定したところでございます。

議員の言われる、中山間地域の広さでこういうものを判断するわけではございませんが、市の全体の組織の中で対応していきたいと考えております。このあたりにつきましては、市民活動推進課を主体にいたしまして、各課が連携して対処したいという考えでございます。したがって、今の段階では、室というものを設置する、そういった考えは今のと

ころ持っておりません。御理解いただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） 確かに先ほど申し上げた岩国、周南あるいは山口は防府市と比べて、中山間地が広大な地域を有しておる。これは認めますが、例えば周南市では、正職員が7名、嘱託が4名、合計11名が地域振興部中山間地域振興室に所属して活動しております。そういった意味で、今後もぜひ、小野あるいはほかの中山間地を見捨てることなく御支援いただきたいと、このように思っております。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

昨日、びわ湖毎日マラソンがありまして、ちょうどタイミングがいいかなと思っております。ほぼリオオリンピックの選手が確定したように思います。残念ながら、川内は7位、そして山口県出身の中本は8位ということで、候補にはちょっと難しいように感じております。

そこで、防府読売マラソンの運営方法についてお聞きいたします。

昨年の防府読売マラソン、私も昨日のテレビでずっと見ておりまして、防府読売マラソンのほうが、市民の応援態度がかなりいいなと。特に、大津の市内で沿道に突っ立ってるだけの観客というのが非常に多くて、ところが防府の皆さんは、拍手で応援してくれる。非常にランナーにとってはありがたい。これは選手が、拍手で応援してくれるって、ありがたいねと、声が聞こえます、選手のほうから。それはかなり後ろのほうでゆっくり走ってる選手の会話でございますが。そういった意味で防府市民の応援風景というのは、選手を奮い立たせてくれること間違いありません。また、最後の選手まで応援していただける、非常にありがたい。

昨年の大会は、川内あるいは藤原と日の丸をつけたことのある選手が2人も参加してくれて、多いに盛り上がりました。川内選手は前夜祭では、防府のホストじゃないかというぐらい最後まで残ってくれました。レース当日は、ゴール付近でサブスリーを目指すランナーに声をかけ続けるなど、本当に市民ランナーとして人気があるのがわかるような選手でした。私もそばでいろいろと話をしたんですが、性格的にも勤勉で粘り強い、そして人柄も謙虚で人気があるのがわかるような気がいたしました。

このような日本一人気のある市民ランナーが、防府マラソンを選んでくれたのは、防府市長、松浦市長との強いきずなもあるかと思いますが、このような選手が来てくれるというのは非常にありがたいことだと思います。

2012年の統計では、市民ランナーは1,000万人を突破しています。しかし、今後、少子高齢化の影響もあり、市民ランナーは頭打ちとなり、ブームはいつまでも続くわ

けではないとの指摘もあります。防府の宝となった防府読売マラソンが未来永劫継続できるように、ここで提言させていただきたいと思います。

防府読売マラソンは、現在、国内のあこがれの大会、9つの大会の一つに数え上げられています。派手さはないが、伝統があり、競技志向の高い、記録が出やすく、運営も良心的な大会ということがネットにも載っております。これもひとえに防府市並びに大会関係者の御尽力の賜物と元ランナーとして感謝申し上げます。

長時間にわたる道路の交通規制は、市民の共感を得る必要があります。しかし、下関の海峡マラソンは4億7,000万円の経済効果があると山口新聞に掲載されておりました。このように年間を通して、防府マラソン、読売マラソンは、市民に観光面、経済面の効果があることを説明して理解を得る必要があるのではないのでしょうか。

生前、貞永さんが「防府読売マラソンは防府の宝である」と、このように言っておられたそうです。

選手が、また出場したい大会になるには、次のようなことをちょっと述べたいと思います。

私は山口の実業団ハーフに後輩が出場する関係で、毎年応援に行っておりますが、元選手をしていた役員は、どうしても先輩ということで、選手に横柄になりやすい傾向があります。ところが、防府読売マラソンでは、大会役員を含め、ボランティアを含め、選手に対して非常に謙虚に接しておられるように思います。

選手からは、更衣室が非常に清潔でよい、有志による後夜祭などはほかの大会にはない、だから防府に来たんだと、このように非常に選手にも好評です。その理由がリピーターが多い理由ではないかと思います。

しかし、例えばスターター、要するにピストルを撃つ人ですね。スターターは全員の選手が最後まで出るまで、これ約1分5秒、スタート地点、ラインを過ぎるまで65秒かかります。それまではスターターは最後まで見送る。ドンと撃ったら終わりではありません。これがスターターの務めです。このようなことも選手に配慮することによって、防府マラソンっていい大会だな、いろんな面で選手が見てることを認識していただけたらと思います。

非常に前置きが長くなりまして申しわけありません。ここで質問いたします。

まず、歓迎方法ですが、駅のコンコースあるいは改札のあたりに横断幕やのぼり、看板などをもっと多く掲げて、歓迎を選手にもっと伝える方法を検討していただけないでしょうか。

これも選手に聞いたんですが、2点目として、受付場所を前夜祭の会場や防府駅にも設置できないか。そうすると非常に楽になると。

3つ目、前夜祭の会場の食事に炭水化物を加えていただきたい。これについては内容は当然しっかりと吟味されているようでございますが、市民ランナーは一流ランナーと違い、4時間も走っております。そういった意味で、後半、スタミナ切れを起こします。

昔、友人が私のところに泊まりまして、びわ湖毎日マラソンに出場するので、私宅、清水ホテルに一泊したときに、私の妻が、お父さん、タカナシさん、食パン全部食べちゃった。一斤全部を一人で食べてしまったと。それぐらいマラソン選手は炭水化物をとる。要するに何が言いたいかというと、それだけ食事が大事だということなんですね。福土加代子がスタミナ切れがなかったのは、炭水化物を増やしたからと言っておりました。

4つ目、スタート場所については、グラウンドランナーもおる関係上、スタート時の混雑を考えたら、スタート場所をソルトアリーナ前の道路に変更することも考慮してみたらいかがでしょうか。

5つ目、スペシャルドリンクの置き方について、これもテレビで見ていると、大会ごとにスペシャルの対応が違います。手間がかかるかと思いますが、ワンテーブルにできるだけ少なくしておくのと、選手はとりやすいと思います。時速20キロで選手が走っている。これを自転車で時速20キロで走って、スペシャルをとろうとやってみたらわかると思いますが、とてもとれません。トップランナーは100メートル18秒、時速に直すと20キロ。それでワンテーブルに15個も20個も置いてあったら、まずとれないと思う。そしたらそこでとまる。とまればタイムをロスする。その辺のことを選手に優しい大会として運営していただけたらと、非常に私はうれしく思います。

それから、最後の質問ですが、ゴール地点からソルトアリーナの控室までがちょっと距離があって寒いので、大型のバスタオルなんかがあるとありがたいという御意見も選手からありました。下関海峡マラソンでは、フィニッシャータオル、あるいは大分の別府毎日でもTシャツとフィニッシャータオルを参加賞としてつけてるようでございます。この辺も一考してみてもどうでしょうか。

以上、6点についてお聞きいたしたく存じます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 防府読売マラソン大会の運営についての御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、本大会は昭和45年に新人の登竜門として第1回大会を開催して以来、昨年で46回目を迎えた伝統ある大会でございます。昨年は約3,000人のお申し込みがあり、初めて全都道府県から選手をお迎えすることができました。加えて、市民ランナーとして有名な川内優輝選手や今大会で優勝された2012年ロンドンオリンピック代

表の藤原新選手など実績のある招待選手をはじめ、ペースメーカーには本大会で優勝経験のあるセルオド・バトオチル選手をお迎えするなど、話題性のある大会であったと思っております。

また、本大会がリオデジャネイロ・パラリンピック・マラソン視覚障害の部代表推薦選手選考会となったことから、新たにIPC国際パラリンピック委員会登録の部を創設し、これまで参加されてこられた道下美里選手が好成績を残されたところでございます。

さて、大会運営についてのさまざまな御指摘、御提案をいただきましたが、まず、歓迎方法につきましては、現状、JR防府駅構内に設置している看板類は、改札口に向かっておりてこられる方に見えるように設置いたしております。そしてそれは歓迎用の横断幕のみとなっております。市を挙げて参加選手を歓迎し、マラソンを盛り上げる雰囲気を作り出すためには、参加される選手の皆さんへの歓迎の意を表するのはもちろんのこと、駅を利用される方や駅周辺を通行される方にマラソンの開催を周知することも重要であると考えております。

また、駅周辺にとどまらず、選手や応援の方の宿泊施設や商店等あるいは自家用車を御利用の方に対しては、道路周辺等さまざまな場所で同様の取り組みが考えられますので、関係企業、関係施設等に御協力をお願いしながら、新たな歓迎方法、周知方法について検討してまいりたいと存じます。

2点目の受け付けについてでございますが、本大会では、選手受付時に本人確認を行い、参加者のユニホーム等が日本陸上競技連盟の定める「競技会における広告及び展示物に関する規程」に抵触していないか確認を行うとともに、その場でナンバーカードの交付を行っているところでございます。

受付会場を前夜祭の会場や防府駅にも設置できないかとの御提案でございましたが、ナンバーカードにはその選手固有のナンバーと記録計測用のチップがついておりますことから、分散して配置することが難しいため、防府市陸上競技協会とも協議検討を行った結果、受付会場を1カ所としているところでございます。

なお、第44回大会までは、開会式会場のホテルやアスプラートを利用して受け付けを行ってございましたが、平成26年度の第45回大会からはソルトアリーナ防府を受付会場といたしております。

ソルトアリーナ防府に受付会場を移動した理由といたしましては、前日と当日の受付場所を統一することで、参加選手の混乱を防ぎ、より確実に周知できること、スタート、フィニッシュ地点の陸上競技場周辺を下見に来られる選手の利便性を高めること、そして、何度も参加していただいている、いわゆるリピーターの方にとっては、受付会場が固定さ

れてわかりやすいという利点があると考えております。

3点目の前夜祭でございますが、大会の前夜祭である「歓迎の夕べ」で提供しております食事につきましては、マラソン前日に炭水化物を摂取することが、持久力の向上に効果的であると伺っておりますので、実業団関係者からのアドバイスをもとに炭水化物を中心としたものとなるよう、ホテルへ配慮をお願いしているところでございます。

しかしながら、一部の参加選手から、炭水化物が不足きみとの御意見がありましたので、提供する食事につきましては、実業団関係者やホテルと連携し、見直しを進めてまいりたいと存じます。

4点目のスタート場所でございますが、制限時間を4時間に緩和した平成20年度の第39回大会以降、参加選手が増加したことから、陸上競技場トラック内のスタート地点が非常に混雑するとの御意見を多数いただいているところでございます。

今大会におきましては、防府市陸上競技協会及び視覚障害のあるランナーのサポートを行っておられる日本盲人マラソン協会とも事前に協議を行った結果、スタート順につきましては、実績記録によるタイムブロック順を基本とし、視覚障害のあるランナーに関しては、安全に配慮して、一般選手に巻き込まれないように、同タイムブロックの一番外側である第8レーンからのスタートといたしました。しかしながら、トラック内からの大勢のランナーが一斉にスタートするために大変混雑し、トップのランナーと最後尾とのランナーでは通過時間に約1分の差がつく状態となっております。

議員御提案のスタート場所をソルトアリーナ防府前にするなど、道路上からのスタートを採用している大会も数多くあり、現在の陸上競技場スタートに比べ、混雑が緩和される可能性もございます。

現在のコースの公認有効期間が、平成31年3月27日までとなっておりますことから、防府市陸上競技協会を中心とした関係団体、関係機関と協議し、道路環境が変化している状況にはありますが、次回のコース検定までに、道路上スタートも含めたコース設定について検討を進めてまいりたいと存じます。

5点目のスペシャルドリンクでございますが、各給水所はスペシャルドリンクのテーブルへの配置方法等も含め、防府市陸上競技協会と協議の上、作成いたしました運営マニュアルに基づいて設営されております。各給水所主任に対するスペシャルドリンクの配置状況の確認と、参加選手がドリンクをよりとりやすくなるような配置についての検討及び改善を防府市陸上競技協会に要望してまいりたいと存じます。

最後に6点目のゴール地点でございますが、御指摘のとおり、フィニッシュ地点の陸上競技場と選手控室であるソルトアリーナ防府が離れておりますために、選手が暖をとるま

でに時間を要するという現状につきましては把握いたしております。

そのため今大会では、フィニッシュ後の寒さ対策といたしまして、フィニッシュタオル——特大のバスタオルでございますが——を男女の上位25位までとIPC登録の部、男女3位までの選手にかけることとし、その他の選手につきましては、状況に応じてすぐに使用できるように毛布を準備いたしておりました。

また、選手からの要望や体調面に配慮しながら、毛布をかけたり、医務室の案内を行うなどの対応を行っているところでございます。

一方、選手によっては、クールダウン等の観点から、毛布等は不要との意思を示される選手もおられます。このようにフィニッシュ時点の状況は、選手によってさまざまでありますことから、今後ともそれぞれの選手の状況、体調に配慮しながら対応してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、伝統ある本大会が御参加いただく選手の方にとりましても、また、市民の方々にとりましても、よりよいものとなるよう改善を重ねてまいりたいと存じますので、今後とも御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） どうもいろいろと前向きな御答弁いただきまして、大変ありがとうございました。1つだけ再質問させていただきます。

最後の項目6の寒いというような話から、選手から風呂屋の場所がわかる地図があるといいねということで聞きました。ところが、風呂屋は最近ないんですね、ほとんど、市内に。この際、競技場の近くに風呂屋を一軒つくっていただきたいというようなことは言いませんが、ぜひチラシかあるいはパンフレットの片隅、あるいは受付の場所でも、どっか牟礼のほうの、どこかの会派と同じような名前のお風呂屋さんがあるように思いますが、そこあたりでも紹介していただくような方法をとっていただけたらと、このように思っております。いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

確かに議員御案内のように、入浴できる施設というのは、防府市には限られております。まして、現在のところ、既存のチラシやマップ等は持ち合わせてございません。しかしながら、選手の皆様や応援の方々から観光スポットとか防府のお土産を買える場所につきましてお尋ねがあった場合につきましては、わかりやすく御案内できるよう、総合案内において観光パンフレット等を用意しておりますので、そのパンフレットの地図に基づきまし

て御案内申し上げて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 清水議員。

○11番（清水 浩司君） どうもいろいろと前向きな御答弁、大変ありがとうございます。これからも防府マラソンが未来永劫栄えていくことを祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、清水議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○16番（山根 祐二君） 公明党の山根祐二です。本日最後の質問となります。よろしくお願いをいたします。通告の順に従って質問いたします。

まず最初に、改正公職選挙法について質問いたします。

平成27年6月に成立した改正公職選挙法で選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。本年6月19日に施行され、国政選挙では、7月予定の参議院選挙から実施されます。18歳選挙権で新たに有権者となる18、19歳の人は約240万人、全有権者の2%に当たります。世界的には18歳で選挙権を得る国が主流で、約9割の国が18歳以上となっています。

さて、各種選挙で20代の投票率の低さが目立っており、本市でも同様ですが、今回の選挙年齢の引き下げを機会に、若者の声が政治に反映されるよう努めていく必要があると思います。政府も投票率向上に向けてさまざまな法整備をしていくようです。

現行制度では、二重投票の防止などのため、投票日当日は近所の学校や公民館など、指定した一つの投票所でしか投票できません。しかし、今回改正を目指す案では、駅など、人が集まる場所に、市内の有権者であれば誰でも投票できる共通投票所を設置できるようにする予定です。

有権者は指定の投票所か、または共通投票所かのいずれかを選んで投票できます。各投票所を通信回線で結ぶことで不正やミスを防ぐことができます。

また現在は、午前8時半から午後8時までとされている期日前投票の投票時間を拡大できるようにします。各自治体の判断により前後2時間延長して、午前6時半から午後10時まで投票を可能にすることができます。

期日前投票に関しましては、本市では1カ所しかなく、期日前投票所を増やすべきと指

摘をしてまいりました。政府の施策にもあわせ、本市でも投票率向上のため行動を起こしていただきたいと考えます。

このほか有権者が投票する際に、投票所へ同伴できる人を「幼児」と「やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者」に限っている公選法の現行規定を変更して、選挙権のない18歳未満なら誰でも同伴可能とするようです。これは、教育のため、子どもに投票の様子を見せられるようにしてほしいとの声に対応したものです。

また、新たに有権者となる18、19歳の人が、今春に進学などで選挙直前に転居した場合、旧住所でも新住所でも投票できないという現行法を改正し、投票ができるようにします。

現在、有権者であっても、市町村の選挙管理委員会がつくる選挙人名簿に登録されなければ、投票はできません。登録されるのは、住民票が作成された日から3カ月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている人に限られます。他から転入して3カ月未満であれば、選挙人名簿には登録されません。既に旧住所で選挙人名簿に登録されている成人であれば、新住所で3カ月未満であっても、例外的なケースを除いて旧住所で投票できます。しかし、18歳選挙権が施行される6月19日以降に有権者となる18、19歳の人が、今春、進学や就職で新住所に転居した場合、旧住所の選挙人名簿に登録されていないし、新住所でも3カ月未満しか居住していなければ、せっかく有権者になっても投票できないという投票権の空白が生じます。

春は異動の季節であり、総務省の推計によると、従来の上では、18歳選挙権で新たに有権者になる約240万人のうち、約7万人が投票できなくなります。

そこで、18歳選挙権の施行にあわせ、投票権の空白を解消するため、公選法が改正されました。これにより新有権者となり、7月に予定される参議院選挙の公示日前日までに転居し、新住所に3カ月未満しか居住していなくても、旧住所に3カ月以上住んでいれば、旧住所で投票ができます。現行制度の不備が改善されたと言えるでしょう。

今回の大きな公選法改正については、特に新有権者となる皆さんへの周知が必要となります。本市でもしっかり準備して、体制を整えて臨んでいただきたいと思います。

そこで質問をいたします。現在、本市で1カ所の期日前投票所を増やすことや期日前投票の投票時間を拡大することについて御所見を伺います。

2番目、今回、法整備により可能となる投票日当日に、駅や大型商業施設など人が集まる場所に設置できる共通投票所を設置する考えはないか。

3番目、新有権者となる人への選挙制度の周知や投票率向上のためにどのように取り組んでいくのか伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員の質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） 改正公職選挙法についてお答えいたします。

まず、期日前投票所の増設や期日前投票時間を拡大することについてでございますが、昨年3月議会での議員からの一般質問でも答弁いたしておりますように、期日前投票所を増設する場合、二重投票を防ぐため、期日前投票システムを導入し、ネットワークを構築することが不可欠でございます。その導入には2,000万円以上の経費が必要となることから、選挙管理委員会といたしましては、現時点での増設は行わないこととしております。

期日前投票時間の拡大につきましては、ことし夏の参議院議員通常選挙から開始時刻の2時間以内の繰り上げや終了時刻の2時間以内の繰り下げを可能とするよう、公職選挙法の改正案が2月12日に国会に提出された段階であります。先般開催されました県内13市の選挙管理委員会事務局長会議において確認いたしましたところ、人員確保が困難なことなどから、県内他市で期日前投票時間を拡大する予定の市はなく、本市といたしましても、県内他市同様、期日前投票時間の拡大については行わないことといたしておるところでございます。

次に、共通投票所の設置についてでございますが、これにつきましても期日前投票時間の拡大と同様に、ことし夏の参議院議員通常選挙から設置が可能となるよう、同じく2月12日に国会に提出された公職選挙法の改正案に含まれているものでございます。

共通投票所とは、選挙当日に各投票区ごとに設けられている投票所とは別に、市内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる投票所のことでございます。これを設置するためには、期日前投票所の増設と同様に、二重投票を防ぐため、当日投票システムを導入し、ネットワークを構築することが不可欠となっております。

そのため現状では、本市におきましては、すぐに共通投票所を設置することはできません。また、共通投票所を設置するために当日投票システムを導入するには、期日前投票システムを導入するよりも多額の経費が必要となりますことから、選挙管理委員会といたしましては、現時点での共通投票所の設置は行わないこととしております。

今後、この公職選挙法改正案が成立いたしまして、国から共通投票所設置のため、当日投票システムを導入することにつきましての補助制度などが示されれば、再度、選挙管理委員会内で協議したいと考えております。

最後に、新有権者となる人への選挙制度の周知や投票率向上のための取り組みについて

でございますが、選挙権が18歳以上に引き下げられますことにつきましては、昨年12月に高等学校の全生徒に対しまして、主権者教育の充実を図るため作成されました副教材「私たちが拓く日本の未来」が国より配布されまして、各高等学校での授業において活用されていると伺っております。

また、大学、短大、高等専門学校、専修学校、高等学校へは、国等より啓発用ポスター及びリーフレットが送付されております。

本市独自の取り組みといたしましては、選挙権年齢引き下げについて、ホームページへ掲載いたすとともに、今後は、ことし夏に執行予定の参議院議員通常選挙へ向けて、市広報を利用しての選挙制度の周知や投票率向上のため、県の選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会と連携しての街頭啓発も行ってまいります。

そのほか学校と連携しての出前授業や模擬選挙などの実施についても検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。1番目の期日前投票所につきましては、ネットワーク構築ということで費用がかかるということでした。期日前投票の時間を拡大することについては、各他市の状況を見ても、まだ拡大予定はないということで、まだこれから始まる制度でございますので、今から考えていく内容になると思います。

2番目の共通投票所の設置については、これもネットワーク構築が必要になります。

私は以前の一般質問で答弁にもありましたように、期日前投票所を大型商業施設等に設置してはどうかと提案しております。今回の法改正で、投票日当日に駅や大型商業施設に共通投票所を設置するということにも、これは関連してくることでありますけれども、答弁で言われましたように、オンライン等の予算計上というのが必要となります。そして、これは自治体の判断に任されておるということでありますので、これから検討していくべきこととなると思いますので、しっかり、国の意向というものがございますので、地方自治体としても投票率向上のため努力をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

こういう共通投票所のことについては、先ほど補助制度の創設を見て、また検討していきたいということがあります。やはり限られた予算でありますので、そのオンラインの設備整備にかかる費用というのは、いろいろ検討していかないといけないと思います。これから他市の状況もよく研究して、検討を重ねていっていただきたいと思っております。

新有権者となる人への選挙制度の周知でございますが、市広報それからインターネット、ホームページなどでも呼びかけていただけたことと思いますけれども、新たに有権者となる18歳以上の方の中で、投票日前に防府から転出した人、逆に防府市に転入してきた人、あるいは、先ほどちょっと学校にということでありましたけども、18歳以上の高校生に対して個別にあるいは学校単位で、選挙について広報、告知に対して考えているということがございましたら、その辺のところを御説明をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（賀谷 一郎君） 投票権の空白等の告知の問題でございますが、高校につきましては、これから出前授業等も個別に参りますので、それにあわせて、そういう内容のものを入れていきたいと思っております。

御案内のように、法改正によりまして、この投票権の空白の問題が解消されるわけでございますけども、このことが周知されて投票行動に結びつかなければ、何もならないというふうに考えております。

今後は先ほど申しましたホームページ、市広報等も含めましてPRに努めてまいりたいと存じております。

それと、そういうふうな問題が解消された方につきましては、入場券は今度、新住所のほうに送付するようになります。新住所地に旧投票所の選挙の御案内が参るという格好になりますので、その場合は、帰省されれば当然できますけども、無理な場合は、不在者投票でできるというふうになりますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 防府市に3カ月以上住んでいて、そして新たに新有権者となる人が転出した場合は、そういう入場券を送るということでありましたので、そういった方への漏れがないように注意を払って、投票権があるのに投票できなかったという事態が生じないように注意を払っていただきたいと思っております。

この質問については、以上で終わります。

次に、マイナンバー制度について質問をいたします。

社会保障と税の共通番号制度、いわゆるマイナンバー制度の運用が本年1月よりスタートいたしました。マイナンバーは年金や雇用保険の資格取得や確認、給付、児童手当や生活保護などの給付を受ける場面や確定申告などの税手続で申請書などに記載が求められます。災害対策では、被災者生活再建支援金の給付などで使います。

企業でも税や社会保険の手続を行うため、従業員がマイナンバーを提示する必要があります。

ます。

制度の本格運用に伴い、公的な身分証明にもなる顔写真がついている I C チップ入りの個人番号カードの交付も順次始まっています。取得は自由です。

個人番号カードは表面に顔写真と名前、住所、性別、生年月日、裏面に 1 2 桁のマイナンバーが記載されます。一部の自治体では、コンビニの設置端末にカードをかざせば、住民票の写しや印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書などが取得できるようになります。コンビニ交付のメリットとしては、市役所の閉庁時間の早朝や深夜、土日・祝日でも証明書が取得できることです。

ちなみに平成 2 7 年 9 月 7 日から 9 月 1 4 日までの 1 週間に新庁舎建設の基礎資料とするために行った 5 0 9 人の来庁者聞き取りアンケート調査では、来庁要件で 1 位は住民票、印鑑証明、戸籍に関するものが 3 3 5 人、6 5 . 8 % となっています。また、来庁者の交通手段は、1 位が自家用車で全体の 8 7 . 6 % です。コンビニ交付を既に行っている自治体は数多くありますが、来庁者数や来庁者の駐車必要台数にもその効果が出てくることが推察されます。

コンビニ交付は、従来の住民基本台帳カードにおいて利用する場合は、交付する証明書ごとに暗証番号の設定が必要ですが、個人番号カードにおいては、申請時に電子証明を登録しておいて、市がコンビニ交付を開始すると、今度は証明書ごとの暗証番号は必要でなく、利便性が高まるようです。さらに個人番号カードにおいては、住所地と本籍地が異なる住民の方でも、本籍地の戸籍の証明書が取得可能となる予定です。

そこで、質問をいたします。2 0 1 6 年 1 月より社会保障や税の手続でマイナンバーの利用開始となっていますが、本市でのマイナンバー利用状況はどうなっていますか。

2 番目、現在、希望者に個人番号カードの交付が開始されていますが、本市で個人番号カードの申請数と交付の状況はどうでしょうか。また、県内他市の状況はどうでしょうか。

3 番目、個人番号カードの交付に伴い、個人番号カードを利用して住民票の写しや印鑑証明等をコンビニで取得するサービスを実施することが可能となります。

本市の新年度予算でコンビニ交付関連予算が計上されていますが、具体的内容と実施時期について伺います。

以上、お答えください。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の本市のマイナンバーの利用状況についてでございます。本年 1 月から

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく介護保険・国民健康保険の手続、生活保護・児童手当などの福祉の手続で、申請書などにマイナンバーの記載を求めています。

また、本市独自の利用といたしまして、昨年12月定例市議会において議決いただき、「防府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例」で定めました「乳幼児医療費の助成」、「こども医療費の助成」、「ひとり親家庭医療費の助成」、「重度心身障害者医療費の助成」及び「身体障害者等に対する福祉年金の支給」の5つの事務におきまして、申請書等の提出時にマイナンバーの記載を求めており、平成29年1月以降に国及び地方公共団体間での情報連携の開始が予定されております。

2点目の個人番号カードの申請数と交付の状況についてのお尋ねでございましたが、本市におきましては、本年1月の中旬に地方公共団体情報システム機構から個人番号カードが届き始めて以降、個人番号カードの交付を開始しております。

最初に個人番号カードの申請数でございますが、個人番号カードの申請先は地方公共団体情報システム機構でございますが、2月末現在、同機構が受付処理を完了した防府市民の申請数は、約7,800人、申請率は6.6%となっております。

なお、平成27年12月末において、発行終了となりました住民基本台帳カードの最終有効枚数は、4,764枚で普及率は4.0%でございました。住民基本台帳カードに比べて、個人番号カードはかなりのスピードで普及していく見込みとなっております。

次に、個人番号カードの交付状況でございますが、2末日現在、本市へ届いた個人番号カードの枚数は、1,539枚で、うち538枚を交付しております。交付できる旨の通知をしてからカードの受け取りまで3カ月間あるため、期限までには来庁され、交付できるものと考えております。

次に、県内他市の申請数と申請率の状況のお尋ねでございましたが、山口市は約1万1,000人で5.7%、周南市は約9,300人で6.3%、宇部市は約1万1,500人で6.8%となっております。

続きまして、3点目の個人番号カードを利用したコンビニ交付サービスについてでございますが、発行する証明書の種類といたしましては、お話のございました住民票、印鑑証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票、所得課税証明書を考えております。

コンビニ交付サービスの開始までのスケジュールでございますが、本年の夏までに業者選定を行いまして、その後約1年をかけてシステム構築を行うようになりますので、運用開始は翌年の夏ごろになる見込みとなっております。

コンビニ交付サービスは土日・祝日も対応しており、市役所の開庁時間にとらわれるこ

ともなく、また近くのコンビニで証明書を取得できるなど、利用者にとりまして利便性の向上につながるサービスでございます。証明書の発行処理の正確性を確保するための検証を行いながら、少しでも早くサービスを開始できるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。1番目の利用状況でございますが、防府市では5つの事務でその記載を求めているということで、1月から始まっております。

こういった事務の場で、御答弁にもありましたように生活保護それから児童手当、それから乳幼児の医療、さまざまありましたけれども、こういったマイナンバーの記入が必要になるという御答弁でありましたけれども、中にはまだ通知カードを持たずに来る方もいらっしゃると思うんですけども、現状ではですね。その場合の対応についてお伺いをいたします。実際どうしているのか、記入間違いなどのおそれはないのか、その辺のところをお答え願います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部が社会保障の関係で最も受け付けが多いので、私のほうからお答えいたします。

1月5日から開始しまして、通知カードを持って来られる方がほとんどでございます。ただ、忘れられたり、やはりしました。そういった場合には、申請はそのまま受けております。あとはこちらのほうで処理するというところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 申請はこちらのほうで処理するというところでございました。個人番号を書き込むということだろうと思うんですけども、そういった場合に本人にやってもらうわけじゃないので、しっかりその辺の確認を重々間違いがないように進めていただきたいと思います。

2番目に、個人番号カードの交付の状況について御答弁をいただきました。今、防府市でも申請した方が窓口に行きまして、個人番号カードの交付を受けるわけでありましてけれども、この交付する際にパスワードの設定が必要となります。現在の窓口業務の体制について、こういった体制でこのパスワードの設定などを行っているか。聞いてみますと、若干、最近多くなつたと、待ち時間も長くなつたように伺っておりましたけれども、この体制についてどのようにやっているか、お答え願います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 個人番号カード交付窓口につきましての体制につきましてでございますが、流れといたしましては、まず、市民の方が市民課のほうに来られましたら、まず個人番号カード交付の通知をしております、対象者の方に。その通知書をお持ちいただいた方に、その交付申請の書類を書いていただくわけですが、これを今、市民課の従来の窓口とは別のところで申請書の確認をする、特設の窓口を設けております。まずそちらのほうで確認をさせていただいた上で、オーケーになった方につきまして、市民課の通常の窓口の中につくっております交付専用窓口、4つ窓口を新たにつくっておるわけですが、そちらのほうの窓口に御案内して、そこで正式な手続をしていただいて、最後にパスワードの設定をしていただくという形で対応しております。ちなみに現在、多いときには、大体100人前後の交付の方が来場していただく日もございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） わかりました。個人番号カードの防府市の申請数ということで、先ほど御答弁にありましたように、申請数が7,800人、2月の末の状況でございますけれども、市役所に国から届いた枚数はこの時点で1,539枚、交付した枚数が538枚ということで、これ交付済みの数をちょっと計算してみますと、34.95%ということで、国全体に比べると、交付率、いい数字となっております。申請数に対して、まだ届いてない枚数、2月末時点で防府市に届いてない枚数というのが、まだ6,000枚以上あったわけでございますので、そういったものがどんどん今から増えてくるということで、先ほど部長さんから御答弁ありましたように、若干の混雑も出てくると思いますので、その辺のところの対応をしっかり進めていっていただきたいと思います。

窓口体制の充実ということが非常に大事になると思います。やっぱり全国で見ますと、システムのトラブルとかいうことがありまして、パソコンの操作をしても、システム自体が固まってしまっていると、またお待たせするようになるとと思いますので、その体制整備ということを進めていくことが、このマイナンバーカードのまた信用性にもつながっていくことと思います。そして、やはり情報漏えいということが一番注意しないといけないことでもありますので、そこを最重要な点と考えて進めていっていただきたいと思います。

3番目の質問でコンビニのサービスのことをお伺いいたしました。その時期については、この夏までに業者を選定して、1年かけて、翌年の夏ごろ開始していくという御答弁でございました。これは、やはり個人番号カードというのが今普及していきつつありますけれども、なかなかこの普及がないと、コンビニの利用というのも多くなりませんので、住基カードの際は先ほどありましたように、若干少なかったもので、その同じ轍を踏まないよう、

個人番号カードの普及率を上げるということにも神経を払っていただきたいと思います。

ちなみにコンビニで利用できるということになると、先ほど市長からございましたように、利便性も高まるようでございますけれども、この利用できるコンビニというのは、全国でどのぐらいあるか、また防府市でどのぐらいあるか、実際の利用時間はいつからいつまで使えるのか、その辺についてお答えを願います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） コンビニ交付のことにつきまして、御答弁させていただきます。

現在、コンビニエンスストアで利用できるのが、お店の名前でいきますと、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、その他サークルKとかサンクスさんとか、そういったコンビニエンスストアで利用できるようになっております。これらの店舗が全国で大体4万7,000店舗あるように承知いたしております。これらの店舗で利用できるということになると思います。

その中で防府市内で申しますと、特にセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートが主流だと思いますが、大体約40店舗、このコンビニエンスストアで利用できることになります。

そして、2番目の利用が可能な日、時間帯ということでございますが、利用可能な日で申しますと、年末年始の12月29日から1月3日はちょっと無理なんですけど、それ以外の日でございましたら、全て利用可能でございます。時間帯で申しますと、朝の6時半から午後の11時まで、土曜日、日曜日、祝日も対応しておるところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 詳しい説明をありがとうございました。部長の答弁にございましたように、その店舗数も多く、それから利用時間も長いということで、防府の市役所が閉庁する前に他市に勤めている人で戻って来られないような方であっても、勤め先の地でコンビニで利用できるということが非常に利便性が高まることの一つではないかと思っております。

来年の夏から開始できるようになるように、また進めていただきたいと思いますけれども、こういった告知についても、皆さんに周知していただいて、せっかくつくったシステムがしっかり利用されて、防府市の市役所の業務についても軽減されるよう、そういったお知らせもしていただきたいと思います。

この項については、以上で終わります。

次に、ジェネリック医薬品普及促進について質問をいたします。

後発医薬品ジェネリックは、新薬の特許期間が切れた後、別の製薬会社が同じ成分で製造・販売する薬のことです。研究開発費がかからないため、新薬と同じ効能・成分でありながら、新薬より低価格で患者の経済的な負担軽減につながります。

急激な高齢化で医療費は増え続け、厚生労働省は割安なジェネリック医薬品の普及促進に取り組み、2020年度末までに普及率80%以上とする目標を掲げています。

また、政府の16年度予算案には、新たに発売されるジェネリック医薬品の価格を新薬の原則6割から原則5割に引き下げる内容が盛り込まれています。

政府はこれまで、ジェネリック医薬品を多く出した病院や薬局の報酬を手厚くして普及を促してきました。全国の普及率は2005年度の32.5%から上昇を続け、2015年9月、56.2%となりました。厚労省は普及率が80%になれば、医療費を年1.3兆円削減できると見込んでおります。

ジェネリックを積極的に推進する自治体があります。奈良県生駒市は、人口約12万で医療費適正化を推進するため、全国初の推奨薬局認定制度を導入しています。同市では、2009年度に市民1人当たりの年間医療費が30万円を超え、国民健康保険財政の破綻への危惧があったそうです。

推奨薬局制度は、ジェネリックの調剤率が55%以上で備蓄数が200品目以上の薬局に対し認定しています。認定された薬局は、市ホームページや広報で広く周知されるほか、薬の在庫数をできる限り抑えたい薬局にとって役に立つ情報として、処方実績の多いジェネリックのリストが市から提供されます。

当初12カ所だった推奨薬局は、現在29カ所に上ります。市はこのほかに被保険者である市民に、新薬からジェネリックに切り替えた際の自己負担額の差額を伝える通知の送付、保険証やお薬手帳に張れる希望シールの全世帯配布、普及啓発に向けた市民フォーラムの開催などに取り組みました。

その結果、ジェネリックの普及率は、4年間で21.5ポイント増の55.1%となり、薬剤費の削減額は累計約1億4,600万円となりました。

また、呉市では、平成20年より医療費削減効果の大きい国民健康保険被保険者の方に対し、ジェネリック医薬品使用促進通知サービスを行っています。通知を受けた人の約8割がジェネリック医薬品に切り替えているそうです。

その結果、平成20年7月から平成27年3月までの累計で2万5,598人がジェネリックに切り替え、直近1年間の医療費が2億4,12万4,000円の削減効果があった

と見込まれています。

そこで質問をいたします。ジェネリック医薬品の普及促進について取り組み方はどうか、お伺いします。

2番目、政府の目標では、平成30年度から平成32年度末までのなるべく早い時期に80%とする新たな目標が定められましたが、本市のジェネリック医薬品割合はどのようになっているか、また県内他市と比べどの位置にあるか、お伺いします。

3番目、ジェネリック医薬品利用差額通知書を送付していますが、送付対象者と具体的方法についてどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） ジェネリック医薬品の普及促進についての御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、ジェネリック医薬品の普及促進についての取り組み方はどうなのかというお尋ねでございますが、ジェネリック医薬品は先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造・販売が承認されまして、一般的に開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっております。

ジェネリック医薬品の普及促進につきましては、患者の経済的負担の軽減並びに国民健康保険財政の改善に資するものと考えられることから、本市においても、被保険者への啓発活動を中心に積極的に取り組んでいるところでもございます。

具体的には、平成24年度から実施しているジェネリック医薬品差額通知、国保だよりへの掲載やポスター作成、FMわっしょいでの広報活動に加え、本年度からはジェネリック医薬品希望カードにかえまして、保険証やお薬手帳に張ることで意思表示ができる希望シールの配布や公用車への広報用マグネットシートの貼付を実施しておるところでもございます。また、これまで医師会等への協力依頼等も行ってきたところでもございます。

次に、本市のジェネリック医薬品割合はどのようになっているのか、また、県内他市と比べてどうなのかのお尋ねでございますが、議員御案内のとおり、平成27年6月の閣議決定におきまして、平成30年度から平成32年度末までのなるべく早い時期に、ジェネリック医薬品の割合を80%以上とする新たな目標が定められましたが、平成25年の厚生労働省の策定では、平成29年度末までに利用率60%とする目標が設定されておりました。

そのような中、本市のジェネリック医薬品利用の割合は、昨年12月調剤分で利用率が54.3%でございまして、3年前の平成24年12月調剤分と比較いたしますと、当時

39. 8%でございましたので、14.5ポイント増加しておる状況でございます。

また、利用率を県内13市で見た場合では、本市は11番目という余りいい状況ではございません。県内の上位市におきましては、既に60%程度を達成しておりますので、本市といたしましても、当面はその60%という目標に向け努力してまいりたいと存じております。

最後となりますが、ジェネリック医薬品利用差額通知書を送付しておりますが、送付対象者とその具体的方法はどうなっているのかとお尋ねでございますが、ジェネリック医薬品差額通知の送付対象者につきましては、40歳以上で一月28日以上投薬を受け、さらにジェネリック医薬品に変更することで、1カ月で300円以上の差額負担が発生する方を対象にいたしておるところでございます。

事業の実施方法につきましては、毎年2回、6月調剤分を8月に、12月調剤分を翌年の2月に送付しておりまして、通知件数は1回約1,700件程度でございます。

いずれにいたしましても、ジェネリック医薬品の普及促進が被保険者の経済的負担の軽減につながり、ひいては国保財政の健全化に寄与することは明らかでございますので、今後ともさまざまな方策を用いて、ジェネリック医薬品の普及促進に、より一層努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。防府市もジェネリック医薬品の普及促進についてしっかり取り組んでいらっしゃるということでございます。希望シールの送付あるいは公用車での広報、差額通知にしてもされているということでございました。

防府市の現在のジェネリック医薬品の割合、この割合についてはいろんなカウントの仕方があるというお話を伺っておりますけれども、本市では54.3%ということで、前回、以前よりも14.5ポイント増加したということで、増加しているということは大変よいことだと思います。県内ではまだ11番目ということで、非常に割合の高いところもあるようでございますので、しっかり取り組んでいていただきたいと思います。

日本全国を見ますと、特に沖縄なんかは非常にいい数値が出ているようでございます。人口にもいろいろ関係してくるところもあると思いますけれども、やはり国保財政に影響する部分でございますので、その普及促進についてはしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

ジェネリック医薬品の差額通知については、今、対象者についてお話をいただきました。これもしっかり続けていていただきたいと思います。

答弁の中にもありましたけれども、政府は平成25年4月に達成目標として、平成29年度末までに達成目標を60%ということで打ち出しております。今、防府市は54.3%というお話がありましたけれども、本市でこの60%を達成した場合の削減効果、金額ベースで幾らぐらいになるか、その辺のところを教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 本市におきましてジェネリック医薬品の割合が60%にもしなつたとすれば、金額的な削減額はどのくらいなのかということでございますが、先発医薬品、新薬とジェネリック医薬品の薬価が、医薬品の種類によってかなり差があるんでございますが、大まかに試算をさせていただきますと、ただいま54.3%、これが60%程度になつたとすれば、大体年間3,800万円程度の国保財政への効果が出てくるのではないかとこのように試算はいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、山根議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後2時48分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月7日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 木村 一彦

防府市議会議員 橋本 龍太郎

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月7日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員